

飯山市下水道事業経営戦略

【改定版】

計画期間：令和7年度（2025年度）～令和16年度（2034年度）



令和7年(2025年)3月

長野県飯山市



飯山市下水道事業経営戦略

目次

I	下水道事業経営戦略改定の趣旨と計画期間-----	1
	1. 経営戦略改定の趣旨	
	2. 計画期間	
	3. 経営戦略の位置づけ	
II	事業概要-----	3
	1. 事業の現況	
	(1) 事業の概要	
	(2) 使用料（料金体系）の状況	
	(3) 組織の状況	
	(4) 民間活用・資産活用の状況	
III	現状分析-----	7
	1. 決算統計・経営比較分析表を活用した現状分析	
	(1) 有収水量及び有収率の推移	
	(2) 経営比較分析表による現状分析	
IV	経営健全化の取組-----	16
V	現状予測に基づく将来の事業環境-----	19
	1. 将来の事業予測	
	(1) 人口の予測	
	(2) 処理区内人口の予測	
	(3) 有収水量の予測	
	(4) 使用料収入の予測	
	2. 投資の予測	
	(1) 建設工事の予定	
	3. その他の予測	
	(1) 組織の予測	

(2) 経費の予測

VI	経営の基本方針と経営目標-----	2 5
	1. 経営の基本方針	
	2. 経営目標	
VII	今後の経営目標達成に向けた取り組み-----	2 7
	1. 目標達成に向けた取り組み	
VIII	投資・財政計画（シミュレーション）-----	2 9
	1. シミュレーションの設定条件	
	2. 投資・財政計画（10%改定 パターン）	
	（1）使用料改定後の投資・財政計画（概要）	
	（2）企業債についての検証	
	（3）資本的収支についての検証	
IX	事後検証と計画の見通し（前回の戦略との比較）-----	3 7
	1. 経営戦略の検証・分析	
	（1）前回策定の経営戦略の検証・分析（過年度結果）	
	（2）前回策定の経営戦略の検証・分析（将来試算）	
	2. シミュレーションに基づく「経営健全化へのロードマップ」	
	（1）今後の経費回収率向上へのロードマップ	
	3. 投資・財政計画（収支計画）における今後の取組	
X	参考資料-----	4 6
XI	経営戦略のフォローアップと進捗管理-----	5 7
	1. フォローアップ	
	2. 進捗管理	
XII	用語解説-----	5 8
	1. 用語解説	
	2. 引用資料	



下水道事業経営戦略改定の趣旨と計画期間

1. 経営戦略改定の趣旨

下水道は、生活環境の向上や公共用水域の水質保全、浸水被害の防止（雨水の排除）のための欠かすことのできない重要な都市基盤施設として大きな役割を担っています。

本市の下水道事業は、平成元年度の供用開始以来、35年以上が経過していることから、今後は下水道施設の耐震化や老朽化に伴う更新に多額の費用が必要となる一方で、人口減少社会の進行や節水意識の向上などにより、使用料収入が減少することが想定され、下水道事業を取り巻く環境は厳しい状況です。

このような状況の中、総務省より「「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月25日付け総務省自治財政局公営企業課通知）」において、人口減少や将来の施設更新費用、物価上昇等を的確に反映した、より質の高い「経営戦略」の策定が地方公共団体に要請されました。

本市では、令和6年に経営基盤の強化を目的として、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し公営企業会計へ移行したことも踏まえ、今後予想される厳しい経営環境に適切に対応し、将来にわたり安定的に持続可能とするための指針として、中長期的な視点から経営の健全化と経営基盤の強化を図るため、平成29年3月に策定した経営戦略を見直し、新たに飯山市下水道事業経営戦略を策定します。

2. 計画期間

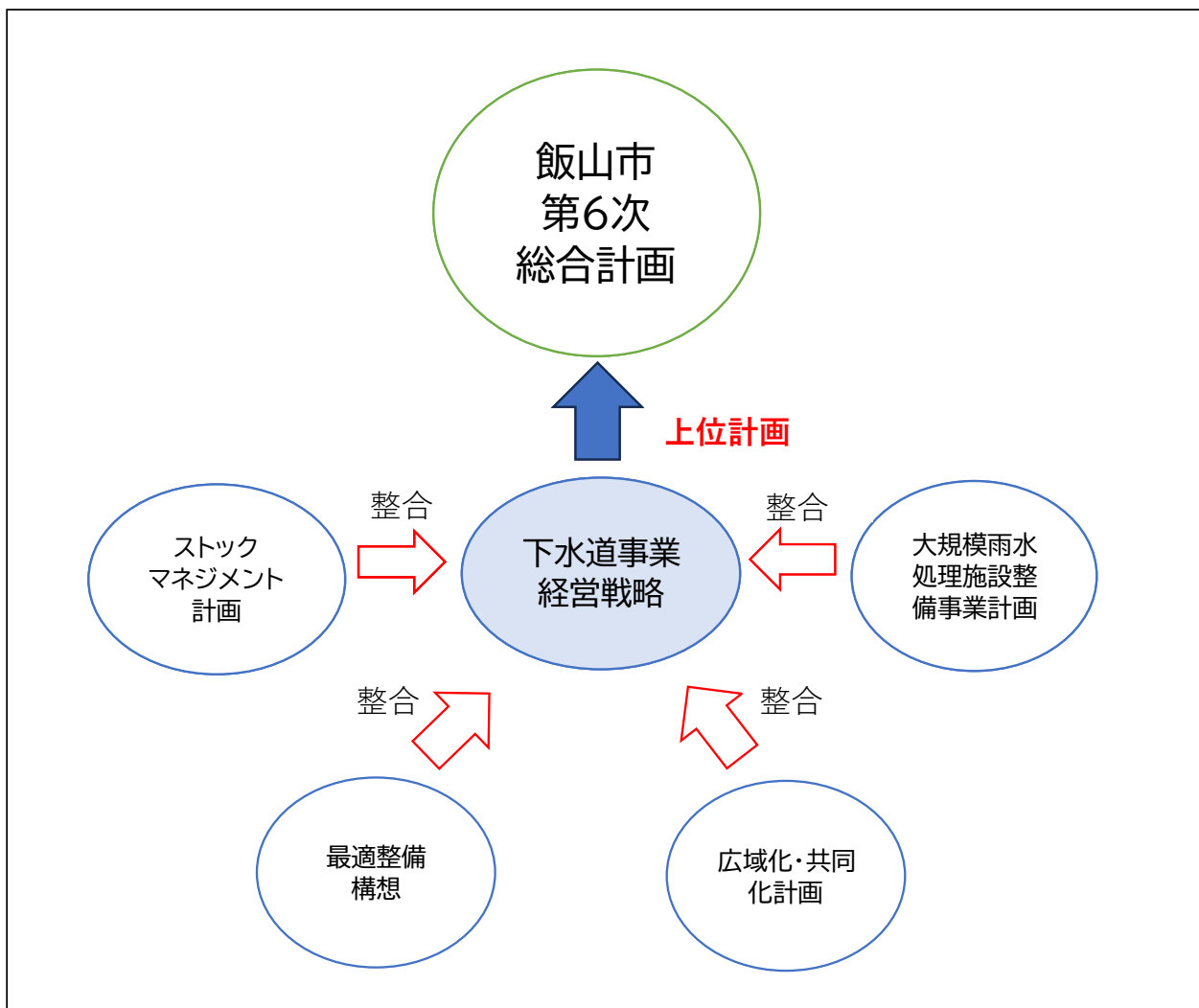
経営戦略で求められている計画期間は10年以上を基本としていることから、本計画では令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。

なお、本計画については、最新の情勢変化に合わせて投資財政計画の見直しを行うこととし、概ね5年ごとに見直しを行います。

3. 経営戦略の位置づけ

本市下水道事業の各種施策は、最上位計画である「飯山市第6次総合計画」に基づいて実施しています。そのため、本戦略は、総合計画で掲げる本市の将来都市像を実現するための事業計画として位置づけ、他の施策・計画との整合を図りつつ策定します。経営戦略の位置づけについては図1で示します。

図1 経営戦略の位置づけについて





II

事業概要

1. 事業の現況

(1) 事業の概要

本市の下水道事業では、次の4事業を運営しています。

- ①公共下水道事業（略称：公共）
- ②特定環境保全公共下水道事業（略称：特環）
- ③農業集落排水事業（略称：農集）
- ④特定地域生活排水処理事業（略称：特地）

それぞれの事業概要を表1に示します。

表1 飯山市下水道事業の概要

項目	詳細			
	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	特定地域生活排水処理
事業	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水	特定地域生活排水処理
供用開始	平成8年度	平成3年度	平成元年度	平成19年度
法適・非適用区分	法適用	法適用	法適用	法適用
処理区域内人口密度※	17.9人/ha	11.2人/ha	10.9人/ha	6.58人/ha
流域下水道等への接続の有無	なし	なし	なし	なし
処理区数	2	2	4	なし
処理場数	2	2	4	なし
広域化・共同化・最適化実施状況	公共下水道 ・平成26年度 農業集落排水の木島南部地区を木島処理区に統合済 ・平成28年度 農業集落排水の常盤第一地区を飯山処理区に統合済 ・令和2年度 農業集落排水の上新田地区を木島処理区に統合済 特定環境保全公共下水道 ・令和3年度 農業集落排水の温井地区を戸狩処理区に統合済 ・令和5年度 農業集落排水の常盤第二地区を戸狩処理区に統合済 農業集落排水 ・最適整備構想に基づき上記5地区を隣接する下水道処理区へ統合 特定地域生活排水処理 ・広域化・共同化、最適化の具体的な動きは無し			

※処理区内人口密度は令和5年度決算統計に基づく。

(2) 使用料（料金体系）の状況

飯山市の使用料体系は、基本使用料と従量使用料（汚水量料金）の二部使用料制を採用しており、基本使用料に基本水量を含んでいます。1 か月あたりの下水道使用料は表 2 に示すとおりです。

表 2 飯山市下水道使用料（1 か月あたり税込）

	基本料金(月額)		汚水量料金(1m ³ につき)								
	金額	基本水量	5m ³ 超 ~10m ³	10m ³ 超 ~20m ³	20m ³ 超 ~30m ³	30m ³ 超 ~50m ³	50m ³ 超 ~100m ³	100m ³ 超 ~200m ³	200m ³ 超 ~300m ³	300m ³ 超 ~500m ³	500m ³ ~
公共下水道（飯山・木島）	1,473円	5m ³	113円	158円	172円	176円	187円	198円	208円	226円	236円
特環公共（戸狩）			122円	157円	168円	169円	173円	179円	185円	192円	195円
戸別合併処理浄化槽	1,458円		136円	161円	166円	171円	177円	188円	198円	214円	217円
農集（瑞穂）	1,524円		189円	203円	203円	203円	205円	205円	207円	207円	209円
”（北瑞）	1,803円		—	175円	186円	186円	188円	189円	189円	189円	189円
”（羽広山）			—	175円	186円	186円	188円	189円	189円	189円	189円
”（照岡）	1,870円	10m ³	—	175円	186円	186円	188円	189円	189円	189円	189円
特環公共（斑尾）	1,870円	10m ³	—	175円	186円	186円	188円	189円	189円	189円	189円

表 3 飯山市公衆浴場汚水使用料（税込）

	基本料金(月額)	汚水量料金 (1m ³ につき)
公共下水道（飯山・木島）	なし	52円
特環公共（戸狩）		110円
特環公共（斑尾）		110円

表 4 1 ヶ月 20 m³あたりの使用料の推移（1 か月あたり税込）

区分	公共下水道		特定環境保全公共下水道	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
条例上の使用料 (20m ³ あたり)	3,618円	3,618円	3,619円	3,619円
	3,618円	3,618円	3,619円	3,619円
	3,618円	3,618円	3,619円	3,619円
	農業集落排水		特定地域生活排水処理	
	4,077円	4,077円	3,618円	3,618円
	4,077円	4,077円	3,618円	3,618円
4,077円	4,077円	3,618円	3,618円	

区分	公共下水道		特定環境保全公共下水道	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
実質的な使用料 (20m ³ あたり)	3,755円	3,768円	3,473円	3,465円
	3,755円	3,768円	3,473円	3,465円
	3,778円	3,778円	3,573円	3,573円
	農業集落排水		特定地域生活排水処理	
	3,115円	3,001円	2,741円	2,618円
	3,115円	3,001円	2,741円	2,618円
3,040円	3,040円	2,703円	2,703円	

※条例上の使用料・・・本市条例の 20 m³あたりの使用料による

特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業は、各区域の平均額で算出

※実質的な使用料・・・令和 4 年度経営比較分析表「1 か月 20m³ 当たり家庭料金(円)」より

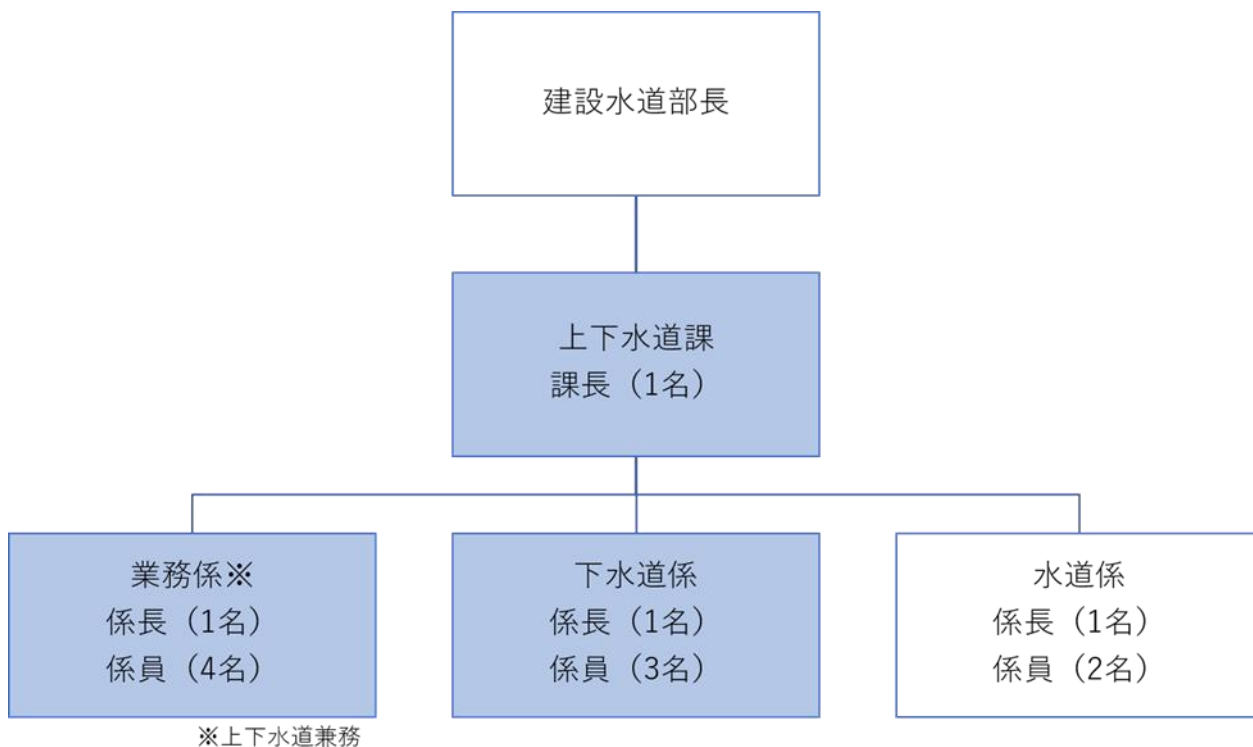
特定地域生活排水処理事業の差額は、使用料から電気料相当額を控除して算出のため、条例上の使用料と実質的な使用料で差異が発生

(3) 組織の状況

飯山市は、市長が下水道事業管理者の職務を行っており、下水道事業の管理者の権限に属する事務を処理するため、建設水道部内に上下水道課が設置されています。

上下水道課のうち、主に下水道に従事する職員は、業務係、下水道係職員の計7名です。組織状況は図2のとおりです。

図2 飯山市の組織状況（令和6年度）



(4) 民間活用・資産活用の状況

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道処理施設、浄化槽ともに維持管理については、供用開始当初から仕様書発注方式による民間委託により管理している。
	イ 指定管理者制度	活用していない
	ウ PPP・PFI	活用していない

資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	行っていない
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	行っていない

民間活用については、指定管理者制度及び PPP/PFI は現状活用していません。また資産活用について、エネルギー利用、土地・施設等の活用に関する取り組みは現在行っていないが、今後活用の可否を検討していきます。



Ⅲ 現状分析

1. 決算統計・経営比較分析表を活用した現状分析

(1) 有収水量及び有収率の推移

令和2年度(2020年度)から令和5年度(2023年度)までの過去4ヵ年における、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業における、使用料収入に影響を与える有収水量の推移を分析します。内容は表5のとおりです。

①有収水量／有収率の状況

有収水量とは、処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる水量をいいます。

有収率は、処理した汚水のうち、使用料徴収の対象となる有収水量の割合を示します。有収率が高いほど使用料徴収の対象とすることができない不明水が少なく、効率的であることを意味します。

表5-1 公共下水道事業 (単位: 総処理水量、有収水量(m³))

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間総処理水量 ①	1,361,809	1,441,241	1,378,411	1,350,340
年間総有収水量 ②	1,173,419	1,150,819	1,139,346	1,122,850
有収率 ②/①×100	86.2%	79.8%	82.7%	83.2%

表5-2 特定環境保全公共下水道事業 (単位: 総処理水量、有収水量(m³))

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間総処理水量 ①	1,071,308	827,801	768,179	855,021
年間総有収水量 ②	448,867	449,737	464,917	461,101
有収率 ②/①×100	41.9%	54.3%	60.5%	53.9%

表5-3 農業集落排水事業 (単位: 総処理水量、有収水量(m³))

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間総処理水量 ①	362,970	343,073	327,051	206,115
年間総有収水量 ②	335,365	335,447	326,887	311,501
有収率 ②/①×100	92.4%	97.8%	99.9%	151.1%

表5-4 特定地域生活排水処理事業 (単位: 総処理水量、有収水量(m³))

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間総処理水量 ①	6,089	5,897	6,255	5,879
年間総有収水量 ②	6,089	5,897	6,255	5,879
有収率 ②/①×100	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※出典：飯山市 決算統計より

有収率は下水道事業全体としては、年度ごとに増加しています。これは、従来から取り組んでいる不明水対策や管路の維持補修の効果と考えられます。今後も計画的な管路修繕の計画が必要になります。

(2) 経営比較分析表による現状分析

経営比較分析表は総務省が推進する「見える化」の一環として、経営指標の経年比較や他公営企業（類似団体平均）との比較などを行い、現状や課題等を的確に把握するとともに、経営状況をわかりやすく説明するために、公表しているものです。

本市においては、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業それぞれの経営比較分析表の公表を行っています。

本戦略においては、経営比較分析表のうち以下の経営指標について分析を行います。なお、現時点では令和4（2022）年度末のものが最新のため、類似団体平均、県内や県外で同等規模団体との比較分析です。類似団体平均区分一覧は表6で示しています。

比較する経営指標 ①経費回収率（％） ②汚水処理原価（円）
③企業債残高対事業規模比率（％） ④施設利用率（％）⑤水洗化率（％）

比較する団体

ケース①本市及び類似団体平均

ケース②本市及び県内団体平均

【類似団体区分一覧 令和4年度現在】

表6-1 公共下水道事業※本市はCd2に該当

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
3万未満	50人/ha未満	30年以上	Cd1	122
		15年以上	Cd2	186
		15年未満	Cd3	11

表6-2 特定環境保全公共下水道事業※本市はD1に該当

供用開始後年数区分	類型区分	団体数
30年以上	D1	164
15年以上	D2	522
15年未満	D3	28

表6-3 農業集落排水事業※本市はF1に該当

供用開始後年数区分	類型区分	団体数
30年以上	F1	246
15年以上	F2	621
15年未満	F3	8

表 6 - 4 特定地域生活排水処理事業※本市は K2 に該当

供用開始後年数区分	類型区分	団体数
30年以上	K1	0
15年以上	K2	228
15年未満	K3	52

また、比較する経営指標は以下の通りです。

①経費回収率（％）

基本算式：下水道使用料／汚水処理費×100(%)

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

国土交通省の資料「下水道使用料の算定」によると、「下水道事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難であると認められる経費を除き、当該事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」としており、適正な経費負担区分を前提とした「独立採算の原則」が定められていることから、経費回収率を 100% 以上になることを求めています。

②汚水処理原価

基本算式：汚水処理費／年間有収水量(円)

汚水処理原価は、有収水量 1 m³ 当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

総務省においては「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月 3,000 円／20 m³（150 円/m³）を前提として行われていることに留意すること。」（公営企業の経営にあたっての留意事項について平成 26 年 8 月 29 日総務省公営企業課長通知）を基にし、汚水処理原価も各自治体及び事業体に対して経営改善を求めています。

③企業債残高対事業規模比率

基本算式：(企業債現在高合計 - 一般会計負担額)／(営業収益 - 受託工事収益 - 雨水処理負担金)(%)

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられます。従って、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められます。分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業

債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があると考えられます。

④施設利用率

基本算式：晴天時一日平均処理水量／晴天時現在処理能力(%)

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれます。経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合であっても、現状分析や将来の汚水処理人口の減少等を踏まえ、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。分析にあたっての留意点として、当該指標は、1日に施設に汚水を処理した平均値を用いていることから、当該団体の特有の事情により、季節によって処理量に大きな変動があり得るため、最大稼働率と併せて分析して適切な施設規模となっているか分析する必要があると考えられます。数値が低く、施設が遊休状態又は過大なスペックとなっている場合には、計画処理能力、施設の耐用年数等を踏まえ、必要に応じて、近隣施設（他団体の施設を含む。）との統廃合等を行い、適切な施設規模を維持する必要があります。

⑤水洗化率

基本算式：現在水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口(%)

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%が望ましいとされています。収入増加につながる項目のため100%未満である場合、下水道接続への取り組みが必要となります。

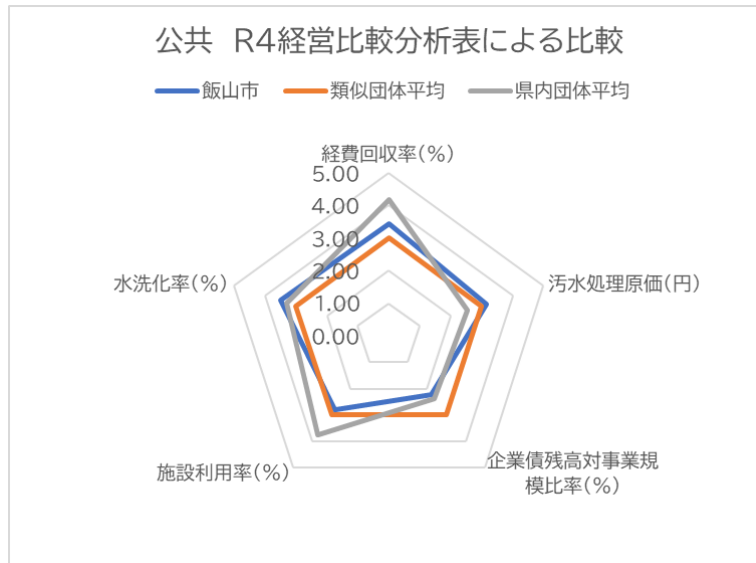
指標	評価内容	評価
・経費回収率	事業の効率性	高い方が良い
・汚水処理原価		低い方が良い
・企業債残高対事業規模比率	事業の健全性	低い方が良い
・施設利用率	施設の効率性	高い方が良い
・水洗化率		

前頁までを踏まえ、各事業で経営比較分析表を基にした主要項目の分析結果を纏めましたので、表7～10で示します。経営比較分析表の詳細は53頁の表38で示しています。

表 7 - 1 【公共下水道事業-令和 4 年度経営比較分析表 該当数値】

項目	飯山市	類似団体平均	県内団体平均
経費回収率(%)	88.25	76.78	107.03
汚水処理原価(円)	235.44	224.31	189.91
企業債残高対事業規模比率(%)	883.83	1194.56	941.11
施設利用率(%)	44.40	47.32	58.99
水洗化率(%)	95.05	81.33	89.49

表 7 - 2 【公共下水道事業-令和 4 年度経営比較分析表を踏まえた分析結果】



項目	飯山市	類似団体平均	県内団体平均
経費回収率(%)	3.45	3	4.18
汚水処理原価(円)	3.15	3	2.54
企業債残高対事業規模比率(%)	2.22	3	2.36
施設利用率(%)	2.81	3	3.74
水洗化率(%)	3.51	3	3.30

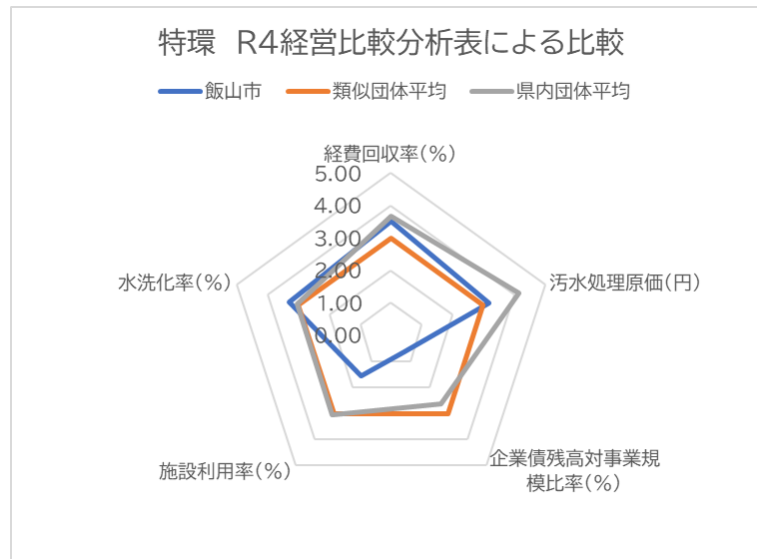
* 類似団体平均を3とし、「飯山市」と「県内団体平均」は実績から比例して数値を算出

公共下水道事業における経費回収率は、類似団体平均を上回っているものの、県内団体平均よりも低い水準です。これは、県内の他団体が類似団体と比較して、使用料改定が進み収入で経費を賄うことができているためだと考えられます。本市では令和 7 年度に使用料改定を予定しており、数値改善に向けた取り組みを強化する方針です。汚水処理原価については、本市が処理施設を有していることと、令和 4 年度の電気料金改定の影響で類似団体及び県内団体平均よりも高い数値となっております。企業債残高対事業規模比率は主要な整備が終わり、類似団体及び県内団体平均より償還が進んでいるため低い数値です。施設利用率は類似団体及び県内団体平均より低い数値です。今後更なる人口減少に伴う利用率の低下が予想され、既存施設の将来の有効活用を検討する必要があります。水洗化率は対象区域の整備が進展しているため高い数値です。これにより、整備の進捗している現状では、経費回収率の向上には接続促進と合わせ、使用料改定の検討が不可欠であると考えられます。

表 8 - 1 【特定環境保全公共下水道事業-令和 4 年度経営比較分析表 該当数値】

項目	飯山市	類似団体平均	県内団体平均
経費回収率(%)	96.00	81.81	100.02
汚水処理原価(円)	204.69	193.59	266.96
企業債残高対事業規模比率(%)	257.16	1160.22	1,019.45
施設利用率(%)	23.37	45.30	46.37
水洗化率(%)	97.44	88.37	89.98

表 8 - 2 【特定環境保全公共下水道事業-令和 4 年度経営比較分析表を踏まえた分析結果】



項目	飯山市	類似団体平均	県内団体平均
経費回収率(%)	3.52	3	3.67
汚水処理原価(円)	3.17	3	4.14
企業債残高対事業規模比率(%)	0.66	3	2.64
施設利用率(%)	1.55	3	3.07
水洗化率(%)	3.31	3	3.05

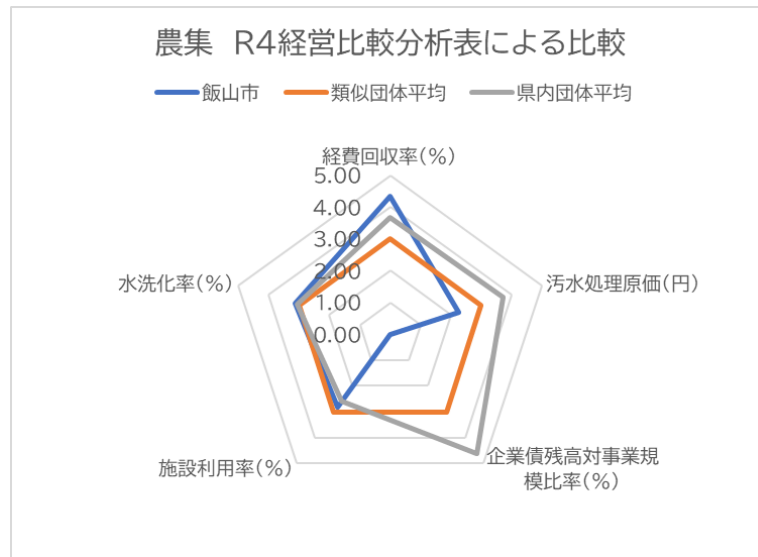
* 類似団体平均を 3 とし、「飯山市」と「県内団体平均」は実績から比例して数値を算出

特定環境保全公共下水道事業における経費回収率は、公共下水道事業同様に類似団体平均を上回っているものの、県内団体平均よりも低い水準です。汚水処理原価については、本市が処理施設を有していることや、令和 4 年度の電気料金改定の影響を受け、類似団体及び県内団体平均よりも高い数値となっております。企業債残高対事業規模比率は主要な整備が終わり、比較団体より償還が進んでいるため低い数値です。施設利用率は類似団体及び県内団体平均より低い数値です。今後更なる人口減少や施設の統廃合に伴う利用率の低下が予想され、既存施設の将来の有効活用を検討する必要があります。水洗化率は対象区域の整備が進展しているため高い数値です。これにより、整備の進捗している現状では、経費回収率の向上には接続促進のみならず、使用料改定の検討が不可欠であると考えられます。

表 9 - 1 【農業集落排水事業-令和 4 年度経営比較分析表 該当数値】

項目	飯山市	類似団体平均	県内団体平均
経費回収率(%)	89.62	61.82	75.68
汚水処理原価(円)	186.54	246.90	307.99
企業債残高対事業規模比率(%)	0	718.49	1,107.96
施設利用率(%)	49.77	52.90	45.83
水洗化率(%)	94.33	90.30	92.40

表 9 - 2 【農業集落排水事業-令和 4 年度経営比較分析表を踏まえた分析結果】



項目	飯山市	類似団体平均	県内団体平均
経費回収率(%)	4.35	3	3.67
汚水処理原価(円)	2.27	3	3.74
企業債残高対事業規模比率(%)	0.00	3	4.63
施設利用率(%)	2.82	3	2.60
水洗化率(%)	3.13	3	3.07

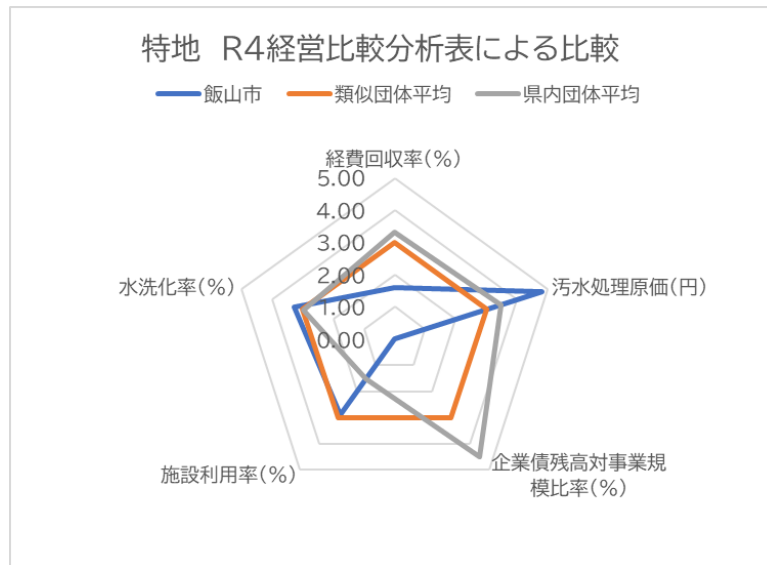
* 類似団体平均を 3 とし、「飯山市」と「県内団体平均」は実績から比例して数値を算出

農業集落排水事業における経費回収率は、類似団体及び県内団体平均よりも高い水準です。これは処理区域の統合が進み経費を抑えることができているため、高い数値を計上していると考えられます。汚水処理原価も経費回収率と同様に処理施設を有していますが、施設の統合により経費節減が実現できているためと考えられます。企業債残高対事業規模比率は主要な整備が終わり、類似団体及び県内団体平均より償還が進んでいるため低い数値です。施設利用率は類似団体平均より低く、県内団体平均より高い数値です。今後は施設の統廃合に伴う利用率の低下が予想され、既存施設の更なる統合を検討する必要があります。水洗化率は対象区域の整備が進展しているため、高い数値が記録されています。これにより、整備の進捗している現状では、経費回収率が 100%達成するには接続促進のみならず、使用料改定の検討が不可欠であると考えられます。

表 10 - 1 【特定地域生活排水処理事業-令和 4 年度経営比較分析表 該当数値】

項目	飯山市	類似団体平均	県内団体平均
経費回収率(%)	31.70	59.01	65.20
汚水処理原価(円)	469.06	291.82	337.89
企業債残高対事業規模比率(%)	0.00	294.09	442.00
施設利用率(%)	85.00	88.45	45.03
水洗化率(%)	100.00	91.34	90.35

表 10 - 2 【特定地域生活排水処理事業-令和 4 年度経営比較分析表を踏まえた分析結果】



項目	飯山市	類似団体平均	県内団体平均
経費回収率(%)	1.61	3	3.31
汚水処理原価(円)	4.82	3	3.47
企業債残高対事業規模比率(%)	0.00	3	4.51
施設利用率(%)	2.88	3	1.53
水洗化率(%)	3.28	3	2.97

* 類似団体平均を 3 とし、「飯山市」と「県内団体平均」は実績から比例して数値を算出

特定地域生活排水処理事業における経費回収率は、類似団体及び県内団体の平均よりも低い水準です。これは浄化槽の設置基数が少ないことと、条例上で算出した使用料から電気料相当額を控除して算出するためです。汚水処理原価も法定検査料等の固定費が掛かっているため、類似団体及び県内団体平均より高いと考えられます。企業債残高対事業規模比率は主要な整備が終わり、類似団体及び県内団体平均より償還が進んでいるため低い数値です。施設利用率は類似団体平均より低く、県内団体平均より高い数値です。今後は人口減少による利用者の減少が予想されますが、各家庭に設置の浄化槽のため大幅な下落は見込みにくく、将来の施設更新時に適切な対応ができるようにいたします。水洗化率は設置対象の利用者はすべて接続が完了しているため 100%です。対象区域の整備が進展しているため、高い数値が記録されています。これにより、経費回収率の改善には、使用料改定の検討が不可欠であると考えられます。

(4) 経営比較分析表を踏まえた本市の課題

【本市の課題】

① 経費回収率の改善

下水道4事業は、令和元年度のみ100%を超えましたが、他の年度は100%を未達になっています。汚水処理に多額な費用が掛かっている状態であり、使用料で経費を賄えていない状態です。令和6年度以降は、公営企業会計移行に伴い、4事業合算で下水道事業の経営を管理していく必要があり、現状では表11のとおり、本市下水道事業全体では、状況改善のためには、経費削減や使用料改定を検討する必要があります。

表11 経費回収率 推移 (%)

	H30	R1	R2	R3	R4
4事業合計	93.79	104.62	96.17	96.45	89.78

今後は経費回収率の改善のために、本戦略を基に更なる使用料の改定が必要かを検証していきます。

② 収益的収支比率の改善

収益的収支比率は、表12のとおり下水道4事業において過去5年間にわたり100%を下回っている状況です。要因としては、高額な維持管理費に対して、見合った使用料収入が不足していることが考えられます。よって下水道使用料の見直しによる経営状況の改善が必要になります。

表12 収益的収支比率 推移 (%)

	H30	R1	R2	R3	R4
4事業合計	83.97	76.33	82.06	74.63	76.59

IV

経営健全化の取組

(1) 経費削減策について

前頁でも記載したように、本市では下水道の整備がほぼ完了しており、経営健全化に向けて、経費回収率等の経営指標の改善には、収入増加を検討するとともに支出の削減も実施していく必要があります。現在本市で取り組んでいる経費節減策は以下のとおりです。

①維持管理費及び改築・更新費の平準化

ストックマネジメント計画に基づく修繕・改築を実施して費用を平準化し、経費の縮減に努めます。

本市では、下水道施設の維持管理を長期的な視点で計画的かつ効率的に行っていくために、ストックマネジメント計画を策定のうえ実施しています。

ストックマネジメント計画は、日々の維持管理情報をもとに、重要な施設の健全度を詳細に把握することにより、人口減少を見据えた施設の規模縮小(ダウンサイジング)を念頭に、費用の平準化を図りながら計画的に改築・更新を実施し、経費の削減を行っていくものです。



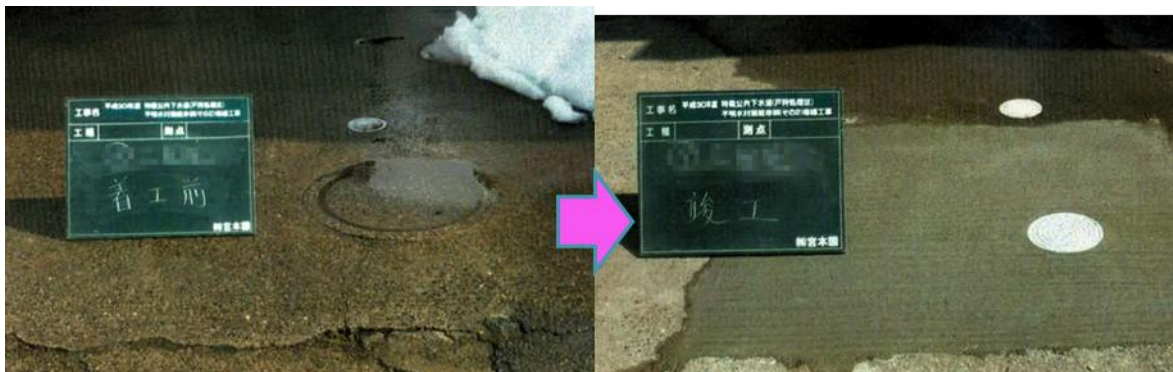
マンホールポンプ点検状況

②不明水の削減

雨水や地下水(不明水)が混入する原因を突き止め、汚水処理にかかる費用を削減します。

不明水が混入すると水量が増え、汚水処理にかかる費用が増加します。不明水が発生している区域を絞り込み、対策案の立案から実行へと、段階的に進めていきます。

【取組例】



穴あきコンクリート製の公共ますを塩ビ製のものに入れ替えて雨水侵入を防止

不明水が混入すると水量が増え、汚水処理にかかる費用が増加します。不明水の発生している区域を絞り込み、対策案の立案から実行へと、段階的に進めていきます。

③広域化・共同化の検討

1) 汚水・汚泥処理の広域化により、維持管理費などを削減します。

これまで農集処理区域を市内の隣接する公共下水道へ接続することにより、汚水の共同処理を行い経費の削減を図ってきましたが、これをさらに進め、自治体を越えて瑞穂地区の汚水を木島平村の下水道に接続し、共同処理を行う検討を進めています。

■先行事例

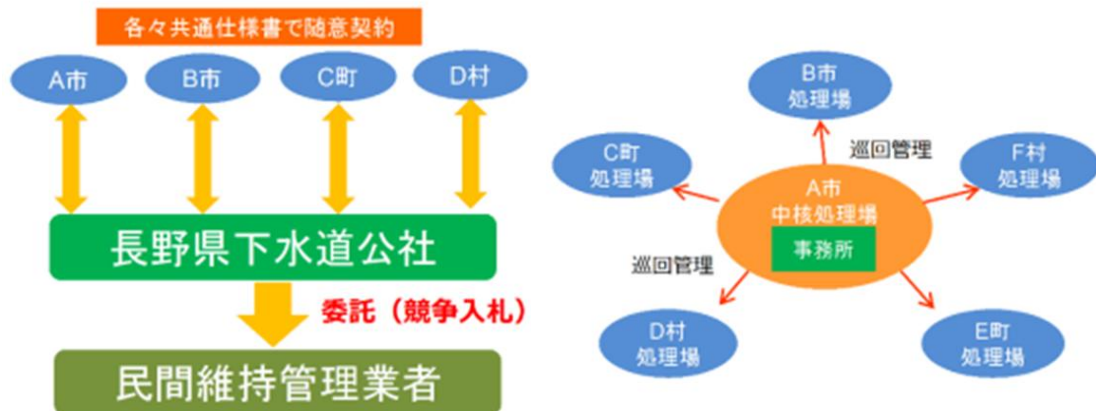
- ・北海道 旭川市ほか5町汚水処理の共同化（広域幹線）
- ・秋田県及び県内市町村 流域下水道を核とした施設の共同化
- ・宮城県及び吉田川流域4市町村(富谷市、大和町、大郷町、大衡村)
広域連携によるマンホールポンプ等の維持管理の共同化
- ・栃木県及び栃木県内市町 下水道BCPの共同策定による自治体間の連携強化
- ・埼玉県 汚泥の共同処理

2) 維持管理業務の広域化により、維持管理費などを削減します。

維持管理業務の広域化の検討を長野県でも進めており、飯山市でも検討します。

■先行事例

長野県 【ソフト】維持管理業務の共同化



* 国交省資料より引用

④ 特換

農業集落排水事業の羽広山地区、照岡地区の下水道処理を将来個人設置浄化槽に切り替え、農業集落排水事業の維持管理費などを削減します。浄化槽においても技術革新が進んでいます。特に、コンパクトで高効率な浄化槽が開発されており、これにより、地方や山間部でもより簡便に水質管理が行えるようになってきました。さらに、浄化槽のメンテナンスも自動化や遠隔監視技術の導入により、今後はより負担が少なくなることが期待されます。

これにより大幅な費用の削減が可能です。



現状予測に基づく将来の事業環境

1. 将来の事業予測

(1) 人口の予測

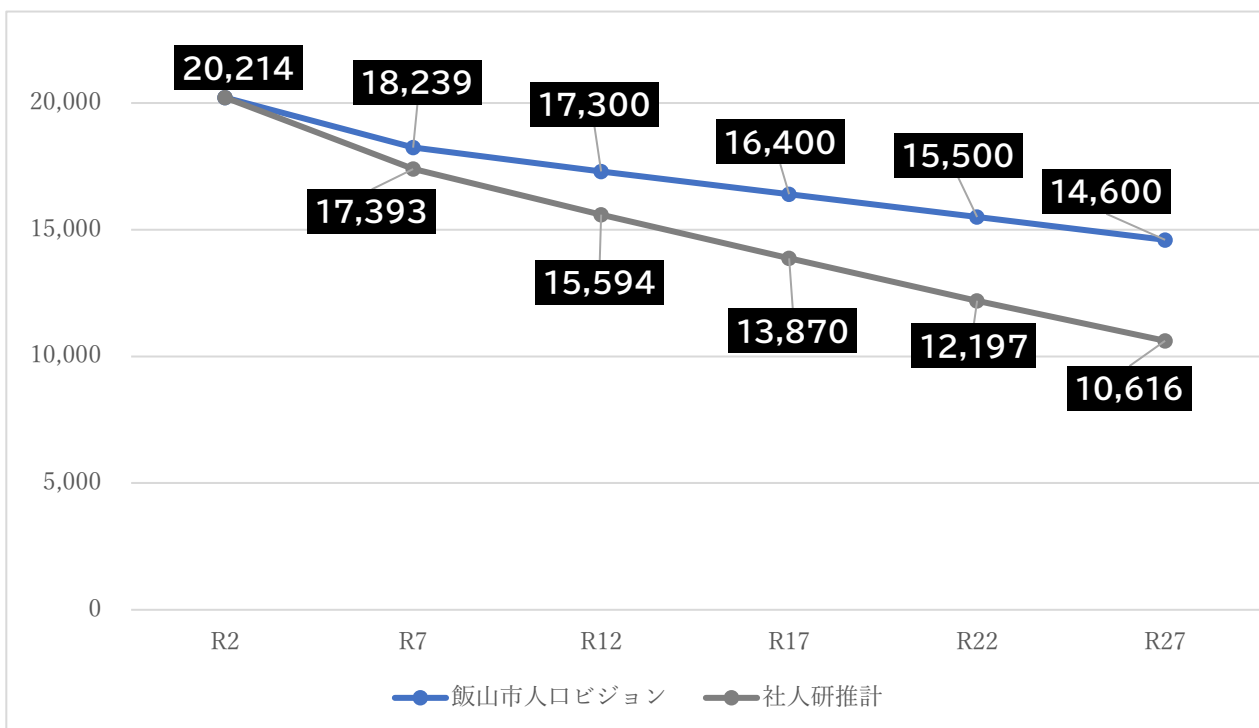
令和2年の本市人口は20,214人です。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）による本市の人口推計をみると、令和27年の人口は、10,616人です。

また、本市の独自推計である「飯山市人口ビジョン」では、令和27年の人口を基にした推計では14,600人と予測しています。

「第6次飯山市総合計画後期基本計画」においては、本市が将来目指すべき人口規模について「飯山市人口ビジョン」を基に計画が策定されています。

このことから、本戦略においても、表13のとおり「飯山市人口ビジョン」を基とした推計とします。

表13 人口推計（単位：人）



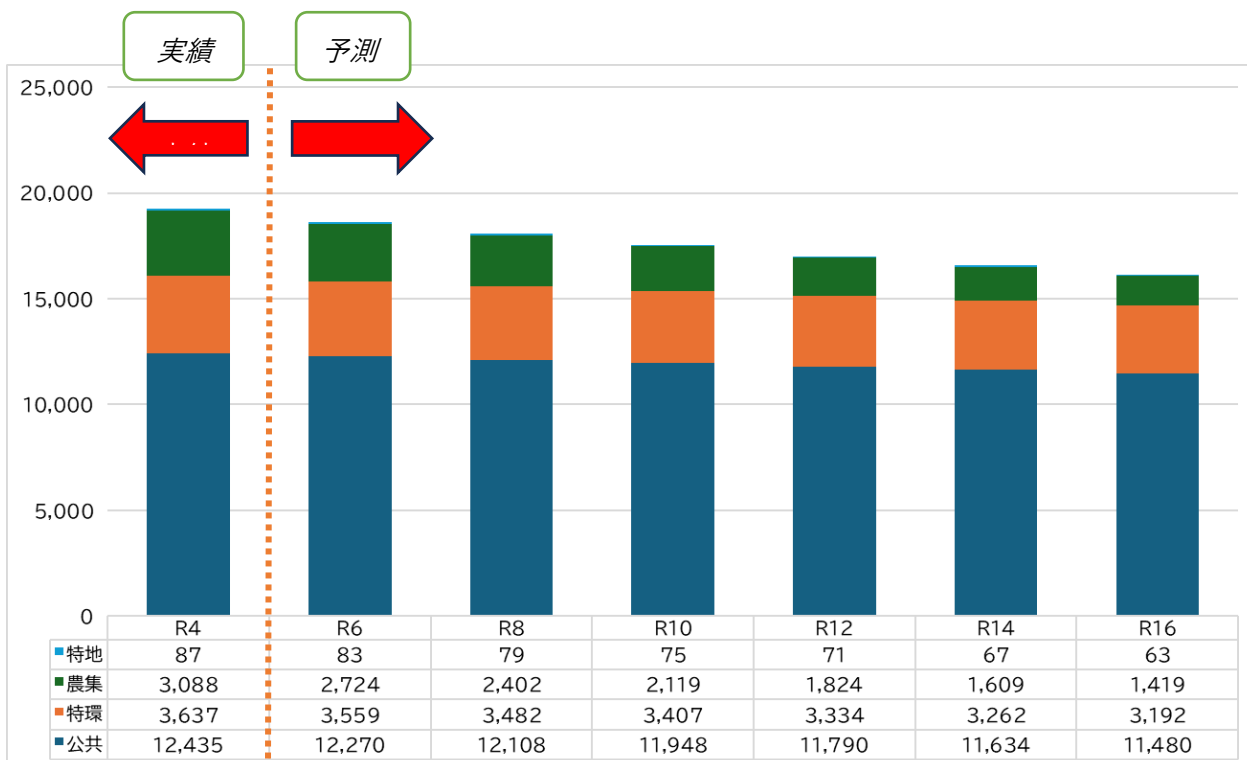
* 第6次飯山市総合計画 「人口ビジョン」より抜粋・加工

(2) 処理区域内人口の予測

将来人口予測と合わせ、処理区域内人口を予測しました。

各事業は処理区域内人口が人口減と合わせて下降していくと予測しますが、特に農業集落排水事業は、令和12年度に農業集落排水事業の羽広山地区が個人設置浄化槽へ切替を予定しているため、表14のとおり農業集落排水事業の処理区域内人口が更に減少します。

表14 将来予測 処理区域内人口 (単位：人)

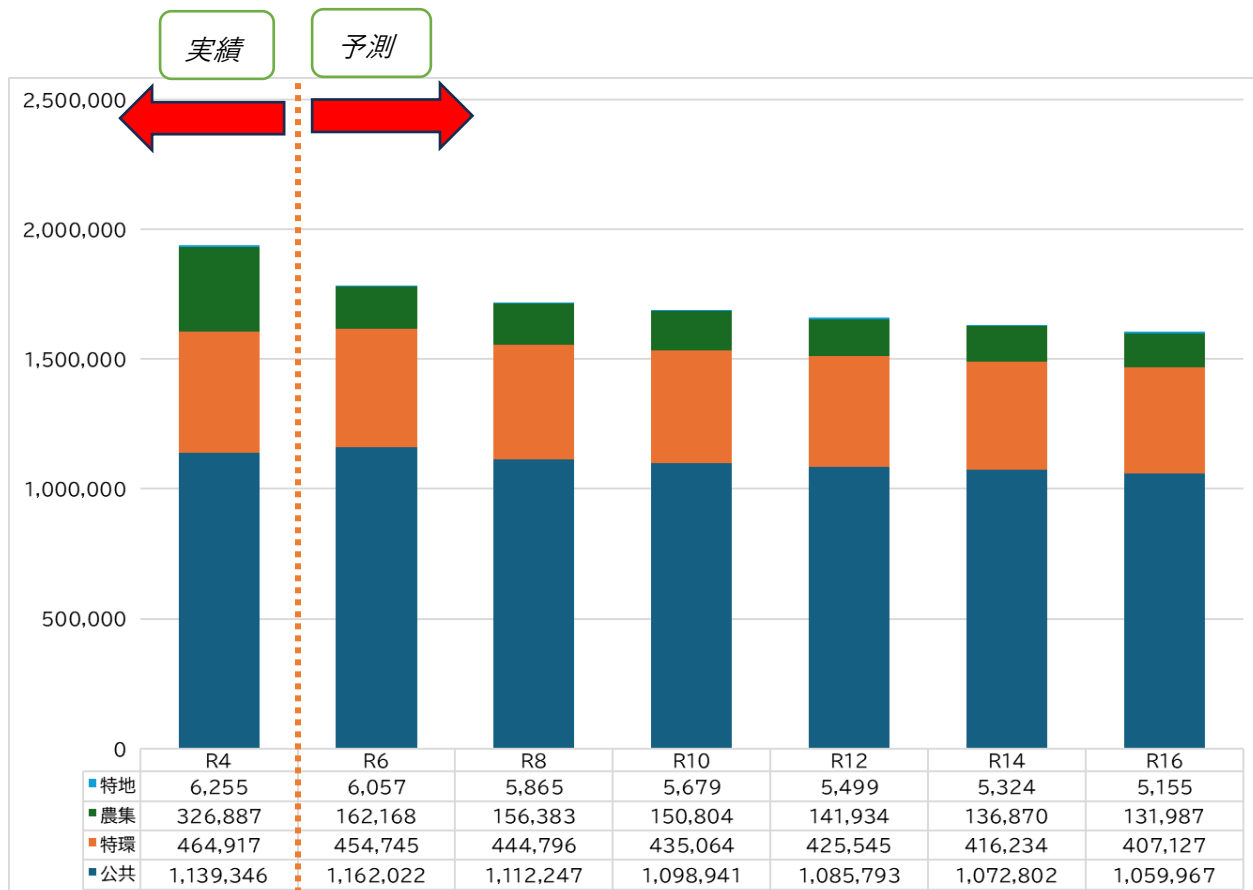


(3) 有収水量の予測

処理区域内人口予測と合わせ、有収水量を予測しました。

処理区域内人口同様に、人口減少に伴い表15のとおり有収水量は徐々に減少することが予測されます。

表15 将来予測 有収水量 (単位: m³)



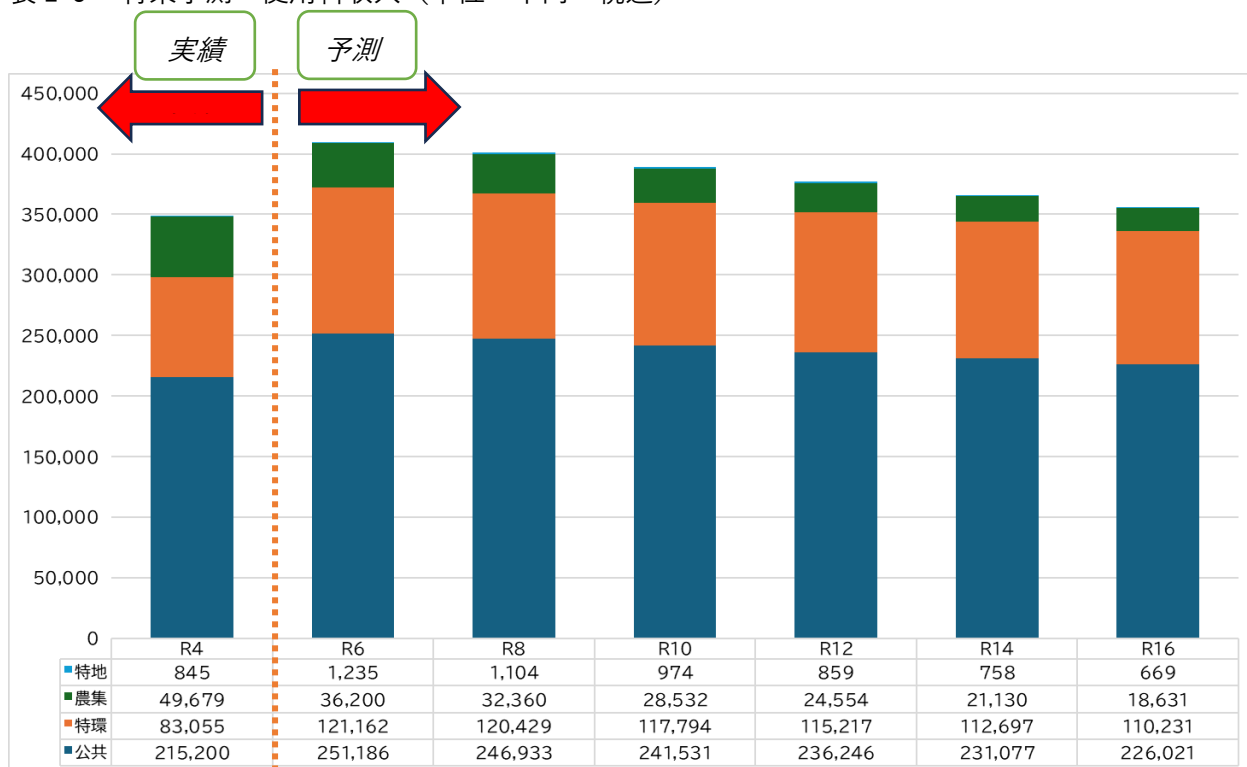
(4) 使用料収入の予測

将来人口と有収水量を基に今後の使用料収入の予測を行いました。

使用料収入の算出にあたり、過去5ヵ年数値と有収水量を基に算出しました。

農業集落排水事業は、令和12年度に農業集落排水事業の羽広山地区が個人設置浄化槽へ切替を予定しているため、表16のとおり使用料収入が更に減少すると予測します。

表16 将来予測 使用料収入 (単位：千円 税込)



2. 投資の予測

(1) 建設工事の予定

ストックマネジメント計画、大規模雨水処理施設整備計画及び最適整備構想に基づき、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までで全事業合計約59億円を見込んでいます。更新工事を中心に行いますが、多額の費用が発生するため資金不足を回避する必要があります。今後の工事予定は表17のとおりです。

表17 下水道事業投資予定(単位:千円)

事業	主な計画	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
		2025	2026	2027	2028	2029
公共下水道事業	大規模雨水処理施設整備事業計画 下水道ストックマネジメント計画 耐水化計画	534,570	413,780	407,500	782,500	1,056,100
特定環境保全公共下水道事業	下水道ストックマネジメント計画 耐水化計画 広域化・共同化計画	18,140	31,820	19,100	19,100	27,700
農業集落排水事業	最適整備構想	-	-	-	-	-
特定地域生活排水処理事業	予定無し	-	-	-	-	-
各年度工事合計		552,710	445,600	426,600	801,600	1,083,800

事業	主な計画	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年
		2030	2031	2032	2033	2034
公共下水道事業	大規模雨水処理施設整備事業計画 下水道ストックマネジメント計画 耐水化計画	481,300	534,200	487,300	264,300	344,800
特定環境保全公共下水道事業	下水道ストックマネジメント計画 耐水化計画 広域化・共同化計画	85,400	173,900	143,600	55,000	19,100
農業集落排水事業	最適整備構想	-	-	-	-	-
特定地域生活排水処理事業	予定無し	-	-	-	-	-
各年度工事合計		566,700	708,100	630,900	319,300	363,900

3. その他の予測

(1) 組織の予測

組織について今後変更予定はありません。人件費については当面は横ばいの見込みです。

(2) 経費の予測

処理施設に関する維持管理費は、過去5年間はほぼ横ばいで推移しております。今後は電気料金の改定等や物価上昇による費用増、また下水道施設の経年劣化による修繕費の高騰により収益の悪化が想定されます。

なお、「2020年基準 消費者物価指数 全国2023年（令和5年）12月分（2024年1月19日公表）」の物価上昇の状況は概況と表18のとおりです。

■概況（2023年12月時点）

- (1) 総合指数は2020年を100として106.8
前年同月比は2.6%の上昇
- (2) 生鮮食品を除く総合指数は106.4
前年同月比は2.3%の上昇
- (3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は105.9
前年同月比は3.7%の上昇

表18 総合、生鮮食品を除く総合、生鮮食品及びエネルギーを除く総合の指数及び前年同月比

2020年=100

原数値		2022年 2023年												
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
総合	指数	104.1	104.7	104.0	104.4	105.1	105.1	105.2	105.7	105.9	106.2	107.1	106.9	106.8
	前年同月比 (%)	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	3.2	3.3	3.3	3.2	3.0	3.3	2.8	2.6
生鮮食品を除く総合	指数	104.1	104.3	103.6	104.1	104.8	104.8	105.0	105.4	105.7	105.7	106.4	106.4	106.4
	前年同月比 (%)	4.0	4.2	3.1	3.1	3.4	3.2	3.3	3.1	3.1	2.8	2.9	2.5	2.3
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	指数	102.1	102.2	102.6	103.2	104.0	104.3	104.4	104.9	105.2	105.4	105.8	105.9	105.9
	前年同月比 (%)	3.0	3.2	3.5	3.8	4.1	4.3	4.2	4.3	4.3	4.2	4.0	3.8	3.7

※出典：2020年基準 消費者物価指数 総務省

これらの指数を踏まえると、前年同月比で約2～4%の物価上昇をしています。本戦略でも今後の経費に関しても上昇していくものと考えられます。

VI

経営の基本方針と経営目標

経営戦略策定ガイドラインでは、『計画期間内に必要となる財政負担額について、現行の使用料体系で見込まれる収入で賄うことができない公営企業は、速やかに使用料の見直しについて検討する必要性が高い』とされています。経営戦略は、【経営の健全化】を第一の目的に作成するものであり、速やかに財政計画を立案することが基本となっています。

上記を踏まえ、本経営戦略における基本方針と経営目標を以下に示します。

1. 経営の基本方針

(1) 生活環境の衛生安全を確保し、公共用水域の水質を確保する

下水道事業の経営方針は、「生活環境の衛生安全を確保し、公共用水域の水質を確保する」ことです。このため、経営面では「サービス水準の維持と経営基盤の強化」、施設整備面では「計画的、効果的な施設整備と施設能力の適正化」に努めます。

経営方針を受けて、将来的に発生する、処理場、中継ポンプ場、管きょ施設の改築更新に備え、事業の平準化を図るために、ストックマネジメント計画の見直しを行います。

(2) ライフサイクルコストの最小化

農業集落排水事業は維持管理費の縮小を検討していくあたり、木島平村下水道事業への編入や特地転換を行います。特定地域生活処理事業は、設置済み浄化槽の使用実態にあわせた維持管理を行うとともに、使用者には適正な浄化槽の使用に努めていただくことにより、2事業のライフサイクルコストの最小化に努めるものとします。

(3) 下水道事業運営の安定化

本市下水道事業は、令和6年度に公営企業会計へ移行しました。今後の事業運営の経営方針の在り方を検討し、適切かつ効率的な事業選択により下水道事業運営の安定化に努めます。また公営企業会計移行に伴い、適正な使用料の算定を行い、経営基盤を強化していきます。

2. 経営目標

(1) 計画期間内の収益的収支黒字化

公営企業会計移行後は、減価償却費の概念が導入されます。減価償却費とは、これまで建設した下水道資産の価値減少分を費用として計上することです。端的にいうと官庁会計でいう「歳出」が増加します。そのため、公営企業会計でいう「当年度純利益」が赤字になる可能性も予想されます。

今後さらなる経営の効率化を図るとともに、世代間負担の公平化を図れるよう計画的な下水道使用料の見直しについて検討を行うことで財源を確保し、下水道事業が将来にわたって安定的にサービスの提供を継続することができるよう、収益的収支の黒字化を図る必要があります。

(2) 利益剰余金の確保

(1)に関連しますが、利益剰余金が十分に確保されていない場合、将来の投資に対する財源不足が生じます。また、独立採算制の原則を満たすことができません。したがって、適正な利益剰余金の確保を目指す必要があります。

(3) 計画最終年度に経費回収率 80%の達成

下水道経営は、汚水処理費用の全てを使用料収入によって賄うことが基本原則とされています。公営企業会計移行後は、経費回収率の算式が変更になるため、同数値の変更が予想されます。特に農業集落排水事業は、現状でも下水道管理費のうち維持管理費も賄えてない状況です。不足している収入は、一般会計からの繰入金により賄われていることから、下水道使用料の値上げによる収入の確保と汚水処理費の削減により、経費回収率の向上を図る必要があります。

※経費回収率＝汚水処理費（維持管理費）に占める使用料収入の割合

VII

今後の経営目標達成に向けた取り組み

1. 目標達成に向けた取り組み

人口減少や高齢化の進行、節水機器の普及などによる下水道使用料収入の減少に加えて、施設・設備の老朽化に伴う改築・更新事業への投資の増大など、今後の下水道事業を取り巻く経営環境はますます厳しくなることが予想されます。

資本集約型産業である下水道事業では、管渠施設や処理施設の健全性を維持することが、安定した操業を行うための前提条件です。一方で、投資事業には多大な資金が必要になるため、その「投資試算」(投資事業にかかる費用の見通し)と「財源試算」(下水道使用料収入など財源の見通し)を均衡させなければ、下水道事業を持続させることはできません。

したがって、この投資事業に必要な財源を確保し、「投資試算」と「財源試算」を均衡させるためには、徹底した「下水道事業の効率化・健全化」に取り組み、事業運営にかかる経常的な経費の削減と適正な使用料の設定を進めることで「経営基盤の強化」を図るとともに、各施設の「投資の最適化」を進めることが必要です。

以上を踏まえ、V章のとおり”計画期間内 収支の黒字化”、“計画最終年度に経費回収率 80%以上の達成”の経営目標を設定しました。この目標の達成に向け、以下の(1)～(4)の取り組みを実行し、収益を向上させるとともに経費節減を行い、健全な下水道事業の運営をできるようにします。

(1) 管理体制の構築

市街地雨水排水対策の強化に伴い、今後、維持管理業務の増加が見込まれます。適切な維持管理体制を確保するため、次の取組を行います。

①定員管理の推進

サービス向上及び人件費のバランスを考慮し、最小限の人員で最大のサービスを提供できるように、下水道経営を巡る状況の変化を踏まえ、定員適正化に努めます。

②人材の育成

職員の一層の資質向上のため、各種研修会に参加するとともに、OJT(On The Job Training)を実施し、実務を通じて知識および技術力の向上に努めます。

(2) 適切な施設管理

下水道サービスを適切に提供するために、下水道施設を健全な状態で維持することが必要です。施設の管理として次の取組を行います。

①大規模雨水処理施設整備事業計画・ストックマネジメント計画・耐水化計画及び最適整備構想の取り組み

膨大な下水道施設を計画的かつ効率的に管理するため、これまでに策定した大規模雨水処理施設整備事業計画・ストックマネジメント計画・耐水化計画及び最適整備構想については随時見直しを行うことにより、計画的な経費の執行、平準化を図り、適正な施設管理に努めます。

②不明水対策の実施

不明水が発生し、下水道施設の処理能力を超えた水量が流入すると、施設への負担が大きくなり、また下水処理費用も増加します。そのため不明水調査を実施するとともに、一部古い構造を持つ公共施設の改修と管路の維持補修を行い、効率的な不明水対策を実施します。

(3) 健全な経営及び適切な維持管理

- ・下水道接続率向上に向けて整備区域内の未接続世帯への戸別訪問により啓発活動を継続し、使用料収入を確保します。
- ・新技術の導入や運転管理方法の見直し、電力契約の見直しなどの検討を進め、適切な維持管理を行います。また、今後も必要に応じて使用料改定を行い、収益が悪化しないよう努めます。

(4) 下水道処理施設の合理化

農業集落排水施設は、現在4つの処理場を有しております。将来の維持管理費の軽減のため、令和11年度から13年度にかけて、瑞穂・北瑞2地区を木島平村下水道事業へ接続し、処理場を廃止するとともに、令和12年度以降羽広山地区・照岡地区を個人設置浄化槽への切替を行い、下水道事業全体の経費削減を図ります。

VIII 投資・財政計画（シミュレーション）

投資事業に必要な財源を確保して、少なくとも「投資試算」と「財源試算」を均衡させなければ、下水道事業を持続させることはできません。

今後の下水道事業は、施設更新がメインとなっていきます。計画的かつ効率的な更新を行い、場合によってはスペックダウンやダウンサイジングを図り、「投資の最適化」を進め、投資費用の圧縮に努めます。

また、事業運営にかかる経常的なコストの削減の研究を行い、「経営の効率化」を図ります。そして「投資の最適化」や「経営の効率化」を進めつつ、事業を健全に持続するためには、赤字補填のための一般会計からの繰入金に頼るのではなく、公営企業会計の本旨である独立採算制の原則のもと、「使用料の見直し」を検討する必要があります。

1. シミュレーションの設定条件

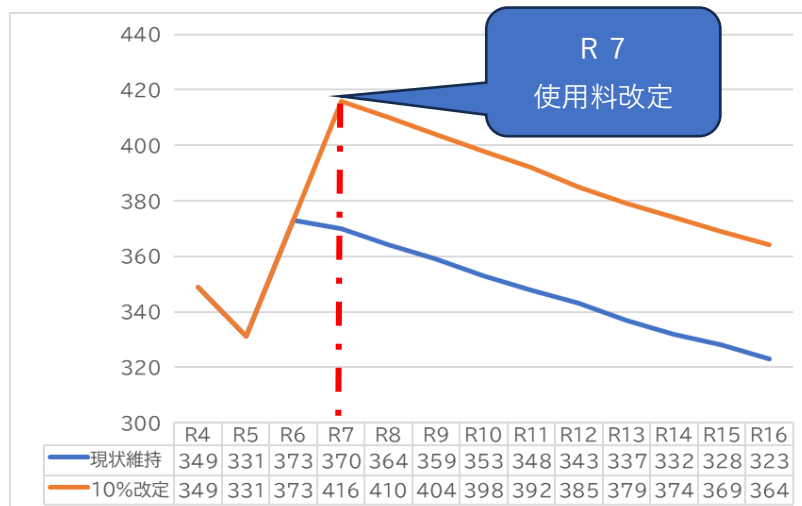
投資・財政計画を策定するにあたり、地方公営企業法に基づき、減価償却費等を踏まえたシミュレーションを行います。財政収支の試算条件は表20のとおりです。

(1) 使用料収入

IV章のとおり、将来人口と有収水量の予測を基に算出しました。

シミュレーションにおいては、経費回収率向上目標や今後の投資予測に基づき、パターンを設定します。令和6年9月から12月にかけて実施した「水道料金等審議会（下水道）」で10%改定の答申を受けたため、現状予測に基づく使用料収入と10%改定時の予測を表19で示します。

表19 令和7年度以降の使用料収入予測（単位：百万円）（税抜）



(2) 他会計補助金（収益的収支繰入金）

過去の平均値を基に算定しております。今後は繰入金を調整し、独立採算事業が成り立つように経営を行っていきます。不足分に関しては将来の使用料改定も検討します。

(3) 他会計補助金（資本的収支繰入金）

今後の施設更新に当たっては、国の補助事業の活用や、他の財源確保の方策を検討します。現状では、投資にかかる財源として、(9) 投資（建設改良費）に基づき算定します。

(4) 職員給与費

今後、組織体制については現状以上の削減は難しく、更に令和 11 年度からの農業集落排水事業の木島平村への接続や個人設置浄化槽への切替がありますが、農業集落排水事業では人件費を計上していないため、現状の職員給与費を継続します。

(5) 経費①（動力費）

今後の物価上昇を踏まえながらも、令和 11 年度からの農業集落排水事業の木島平村への接続や個人設置浄化槽への切替をすることで、処理場の動力費が減少することから、令和 7 年度からの今後 10 年間で段階的に約 20%の減少を見込んで算定しました。

(6) 経費②（修繕費）

今後の物価上昇、各施設の経年劣化に伴う修繕の増加を踏まえ、令和 7 年度からの今後 10 年間で段階的に約 10%の増加を見込んで算定しました。

(7) 経費③（その他）

今後の処理区域内人口の減少や農業集落排水事業の木島平村への接続や個人設置浄化槽への切替を踏まえ、その他経費へ反映します。令和 7 年度からの今後 10 年間で段階的に約 40%の減少を見込んで算定しました。

(8) 減価償却費

IV章 2 の投資の予測から算出される減価償却費と過去の実績を踏まえ算定しました。

(9) 投資（建設改良費）

IV章 2 の投資の予測に基づき算定します。この際の公共下水道事業の各工事の財源においては、補助率約 40%と想定しました。

(10) 企業債償還及び支払利息

令和 7 年度における企業債償還予定及び支払利息ならびに今後発行が予定される額を算定しました。

(11) その他

①広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化・共同化については、令和11年度から13年度にかけて瑞穂・北瑞2地区を木島平村下水道事業へ接続します。

最適化については、令和12年度に羽広山地区を個人設置浄化槽への切替を行います。

②投資の平準化に関する事項

現状はストックマネジメント計画等で投資の平準化を行っています。今後更新費用が発生した場合には、資金繰りを考え、平準化を検討していきます。

③民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）

現段階では処理場の管理及び管路施設維持管理の一部において包括的民間委託を導入済みです。将来的には職員の技術力の維持を考慮しつつ、委託業務の範囲拡大等について検討していきます。

④その他の事項

本市下水道事業は、令和6年度から地方公営企業法を適用した公営企業会計への移行を行っており、今後も事業の経営状況や財政状態をより明確にし、経営基盤の強化を図ります。

表20-1 財政収支の試算条件（収益的収支）

区分		計算根拠
収益的	1. 営業収益 (A)	
	(1) 料金収入	令和7年度以降は、使用料の予測に基づき算定
	(2) 雨水処理負担金 (B)	過去実績と今後の雨水工事にに基づき試算
	(3) その他	雑収入等
	2. 営業外収益	
	(1) 補助金	
	他会計補助金	過去実績により将来予測を算定。
	その他補助金	-
	(2) 長期前受金戻入	令和7年度以降は、長期前受金戻入推移表及び今後の投資に対する長期前受金戻入に基づき算定
	(3) その他	-
収入計 (C)		
収益的	1. 営業費用	
	(1) 職員給与費	令和7年度以降は、過去平均を踏まえ算定
	(2) 経費	
	動力費	令和7年度以降は、令和16年度まで農業集落排水事業の木島平村への接続や個人設置浄化槽への切替をすることで、処理場の動力費が減少することから、令和7年度からの今後10年間で段階的に約20%の減少を見込み試算
	修繕費	令和7年度以降は、今後の物価上昇、各施設の経年劣化に伴う修繕の増加を踏まえ、令和7年度からの今後10年間で段階的に約10%の増加を見込み試算
	その他	令和7年度以降は、農業集落排水事業の木島平村への接続や個人設置浄化槽への切替を踏まえ、令和7年度からの今後10年間で段階的に約40%の減少を見込み試算
	(3) 減価償却費	令和7年度以降は、減価償却推移表及び今後の投資に対する減価償却に基づき算定
	2. 営業外費用	
	(1) 支払利息	償還予定及び今後の投資に対する起債に基づき算定
	(2) その他	-
支出計 (D)		-
経常損益 (C)-(D) (E)		-
特別利益 (F)		-
特別損失 (G)		-
特別損益 (F)-(G) (H)		-
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)		-

表 20 - 2 財政収支の試算条件（資本的収支）

区分		計算根拠
資本的収入	1. 企業債	投資計画より算出
	2. 他会計出資金	-
	3. 他会計補助金	投資計画、償還額への繰出より算出
	4. 他会計負担金	-
	5. 他会計借入金	-
	6. 国（都道府県）補助金	投資計画より算出
	7. 固定資産売却代金	-
	8. 工事負担金	過去実績を踏まえ算定
	9. その他	-
	計 (A)	-
資本的支出	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-
	純計 (A)-(B) (C)	-
	1. 建設改良費	投資計画より算出
	2. 企業債償還金	償還予定及び今後の投資に対する起債に基づき算定
	3. 他会計長期借入返還金	-
資本的支出	4. 他会計への支出金	-
	5. その他	-
	計 (D)	-
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-③ (E)	-
	補填財源	1. 損益勘定留保資金
2. 利益剰余金処分量		補填財源不足時に充当
3. 繰越工事資金		-
4. その他		資本的収支の消費税還付を想定
補填財源不足額	計 (F)	-
	補填財源不足額 (E)-(F)	-
他会計借入金残高 (G)		-
企業債残高 (H)		企業債残高＝前年度残高＋当年度企業債発行額－当年度企業債償還額

2. 投資・財政計画

(1) 使用料改定後の投資・財政計画（概要）

将来の事業環境とシミュレーションの設定条件に基づき本戦略の計画期間である令和16年度まで投資・財政計画を策定しました。投資・財政計画の詳細は46頁以降で掲載します。令和7年度からの10%改定後の概要は表2-1、2-2で示しています。

■前提条件

- 対象事業は公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の4事業とし、合算の数値を反映する。
- 令和7年度に使用料を10%改定する
- 令和12年度に農業集落排水事業・羽広山地区は個人設置浄化槽への切替を行う。
- 令和11年度以降で農業集落排水事業・北瑞地区及び瑞穂地区は、木島平村下水道事業へ接続する。
- 建設計画は公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業がストックマネジメント計画、大規模雨水処理施設整備事業計画および広域化・共同化計画を進行。農業集落排水事業は最適整備構想の計画を進行、特定地域生活排水処理事業は建設工事予定なし。
- 企業債は、30年債・据え置き5年とする。支払利息は1.5%で設定する。

表2-1 10%改定後の使用料収入・当年度純利益の予測（単位：千円）（税抜）

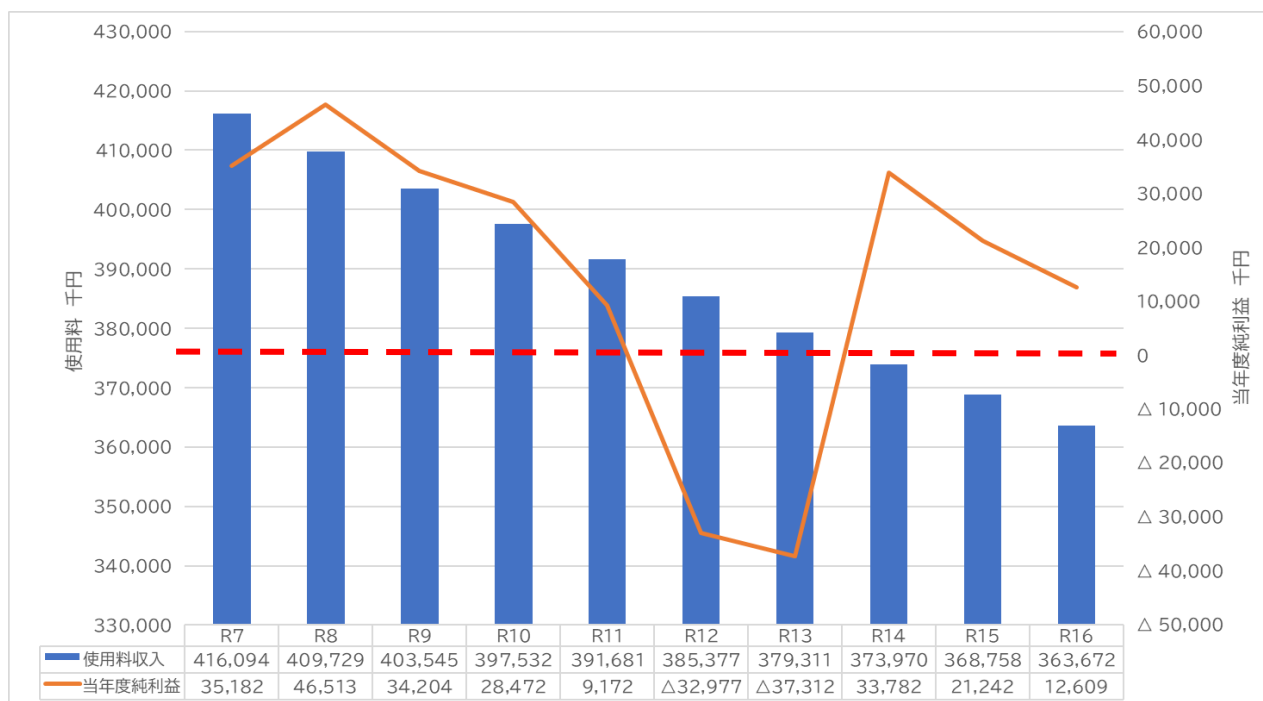
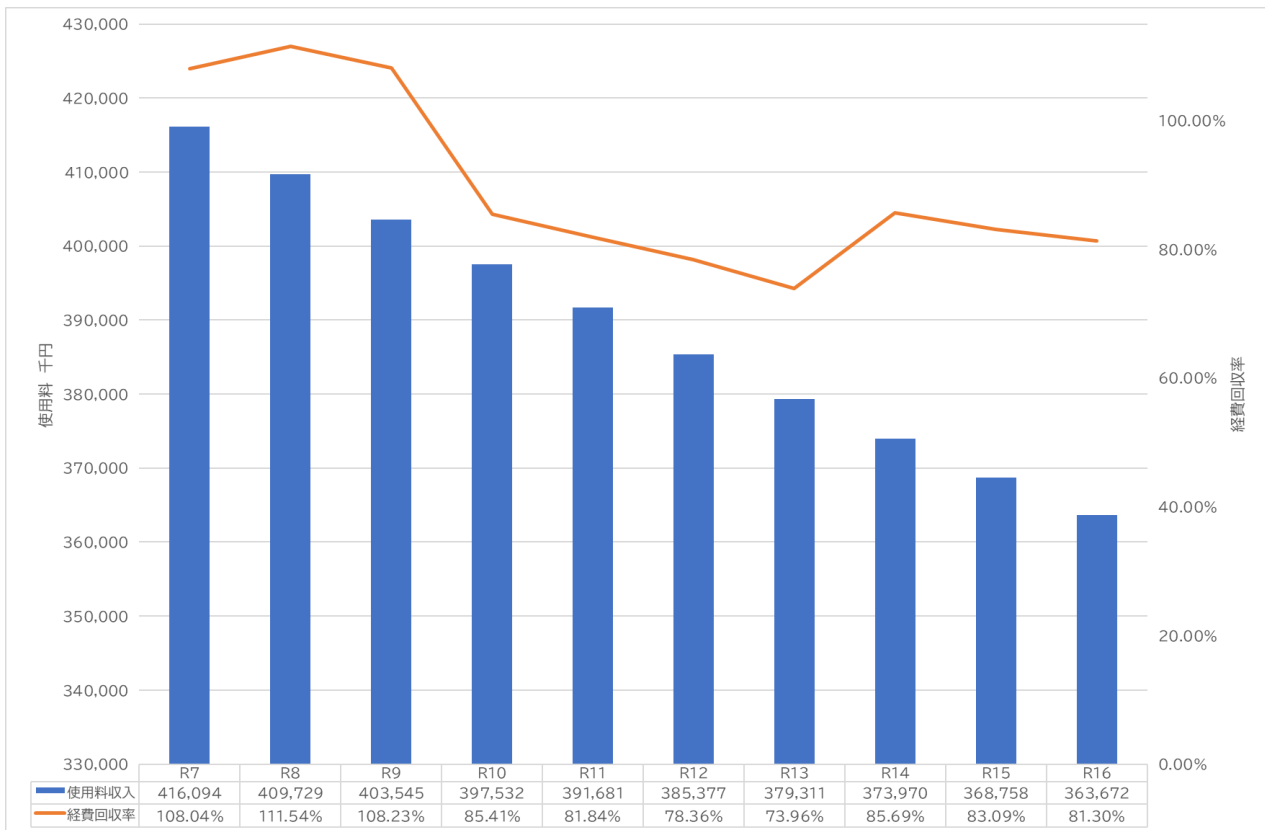


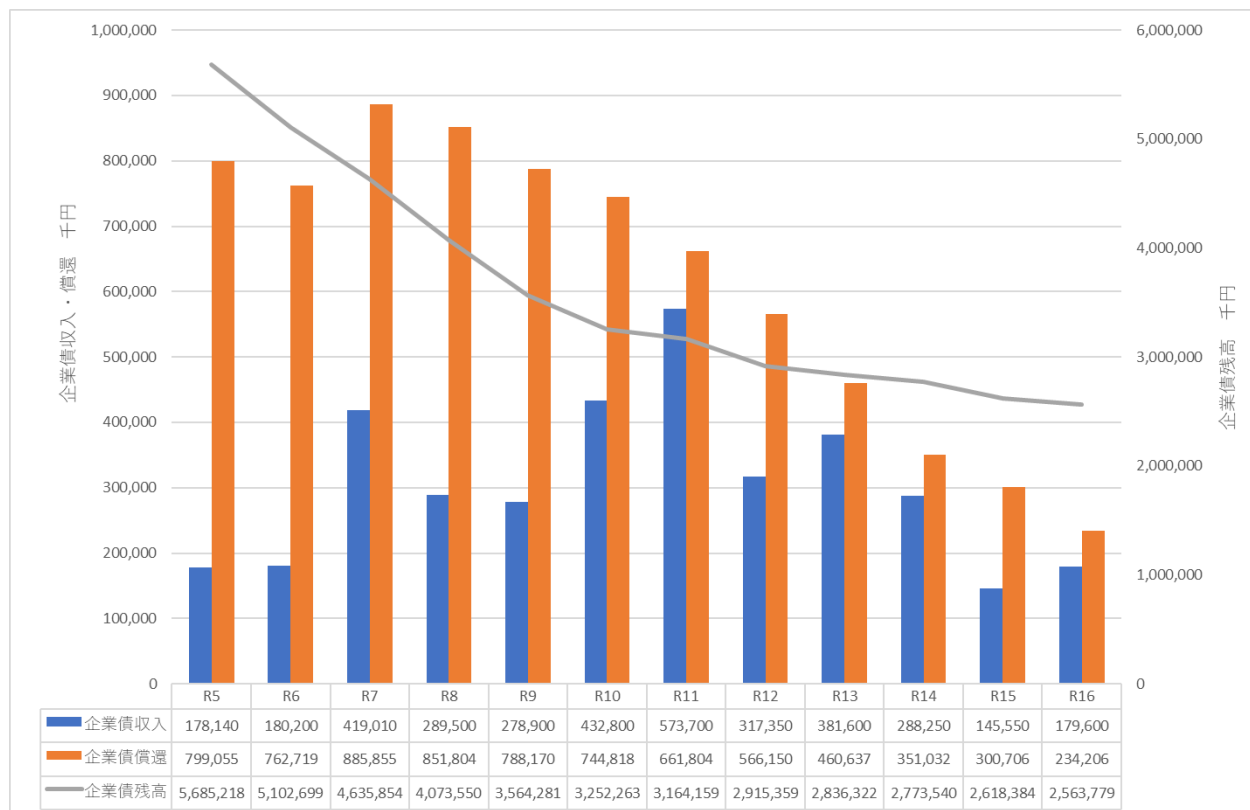
表 2 2 10%改定後の使用料収入・経費回収率の予測（単位：千円）（税抜）



(2) 企業債についての検証

次に、企業債について検証を行います。表2-3のとおり今後の投資計画に基づく企業債収入と償還、残高を予測しました。企業債残高は令和5年度が5,685,218千円ですが、令和16年度には2,563,779千円になります。本戦略上の計画期間内では、企業債の借入と償還を実施しても、企業債残高は減少しますが、将来過度な負担にならないような投資計画対策を講ずる必要があります。

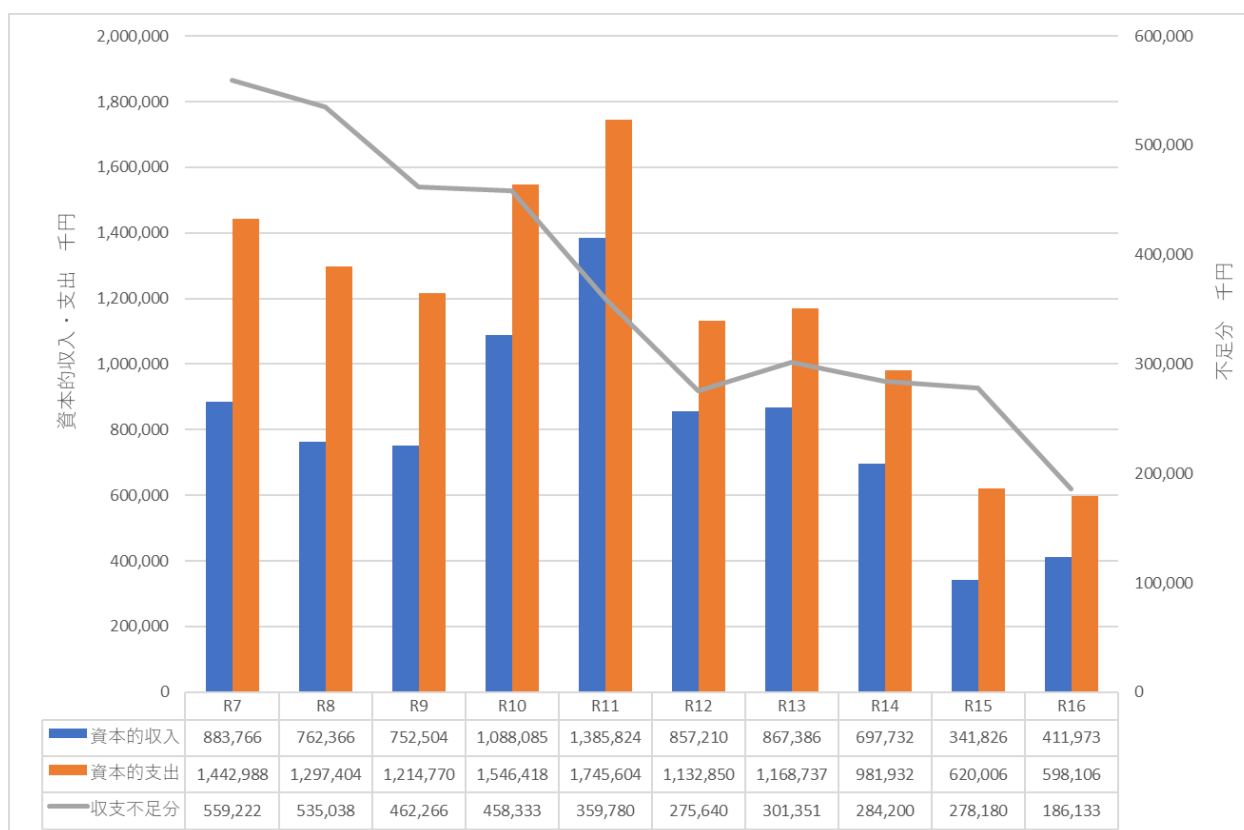
表2-3 企業債収入・企業債償還・企業債残高（単位：千円）（税込）



(3) 資本的収支についての検証

次に、資本的収支について検証を行います。表24のとおり今後の投資計画に基づき予測しました。企業債償還の減少により、令和16年度の資本的支出は598,106千円になり、令和7年度と比較し844,882千円減少します。収支不足分は補填財源を充当します。

表24 資本的収入・資本的支出・収支不足分（単位：千円）（税込）



IX

事後検証と今後の見通し（前回の戦略との比較）

1. 経営戦略の検証・分析

（1）前回策定の経営戦略の検証・分析（過年度結果）

平成 29 年 3 月に策定した経営戦略における「投資・財政計画」の計画値と実績値の乖離状況（計画値と実績値は令和元年度（2019 年度）から令和 5 年度（2023 年度）の平均額）は以下のとおりです。

収益的収支について、収益的収入の営業収益はコロナ禍による巣籠需要や令和 5 年度の雨水処理負担金の増大の影響で、計画以上の収入となり、営業収益の 5 年間の乖離が 6,346 千円/年で計画値を上回りました。営業外収益は営業収益の増加や支出への充当が当初の計画より軽減したため、5 年間の乖離が▲30,754 千円/年で計画値を下回りました。また収益的支出の営業費用が物価上昇の影響や令和 4 年度の電気料金改定の影響もあり、収支差引の実績値は 103,265 千円/年、乖離が▲26,301 千円/年で計画値を下回りました。

一方、資本的収支については、令和元年東日本台風の影響で防災安全工事の増加により、建設改良費 5 年間の乖離が 45,868 千円/年で大幅に支出が増え、その影響で資本的収入の企業債の活用も増加し、資本的収支の不足額は▲101,515 千円/年、乖離が 25,641 千円/年で計画値を上回りました。実質収支も収益的収支で収支差引の実績値は計画値より低いですが、資本的収支で資本的収支不足額は想定より少ないため、相対的な実質収支の乖離は 1,087 千円/年になりました。災害の影響が大きく、想定との乖離はありましたが、過去 5 年間の収支は堅調であったと考えます。結果概要と主要科目の推移は表 2 5～2 8 で示しています。

表 2 5 前回計画と実績の検証（下水道事業合算）（単位：千円、%）（税込）

科目		計画値(R1 -R5)	実績値(R1 -R5)	乖離	乖離率	
収益的収支	収益的収入	営業収益	360,742	392,473	31,731	8.8%
		営業外収益	716,105	562,336	▲ 153,769	▲21.5%
		特別利益	-	-	-	-
	収益的支出	営業費用	303,841	321,946	18,105	6.0%
		営業外費用	125,174	116,540	▲ 8,634	▲6.9%
		特別損失	-	-	-	-
収支差引		647,832	516,323	▲ 131,509	▲20.3%	
資本的収支	資本的収入	企業債	86,660	316,000	229,340	264.6%
		ほか財源	233,933	406,802	172,869	73.9%
		建設改良費	174,136	427,948	253,812	145.8%
	資本的支出	企業債償還金	782,238	802,430	20,192	2.6%
		その他	8,738	0	▲ 8,738	▲100.0%
		資本的収支不足額	▲ 644,519	▲ 507,576	136,943	▲21.2%
実質収支		3,313	8,747	5,434	164.0%	

表 2 6 実質収支の差異（下水道事業合算）（単位：千円）（税込）

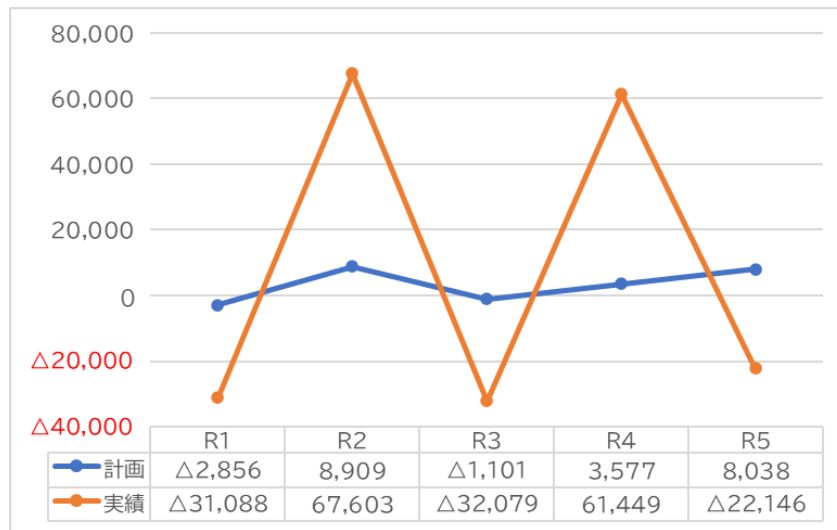


表 2 7 使用料の差異（下水道事業合算）（単位：千円）（税込）

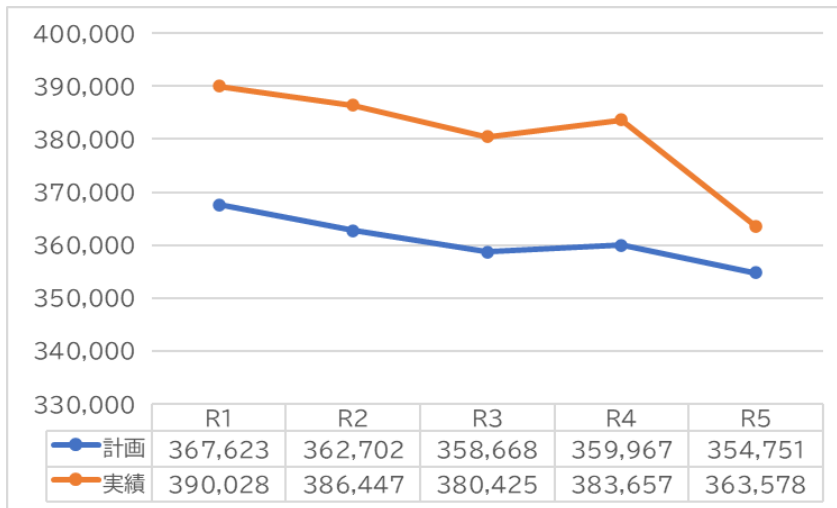
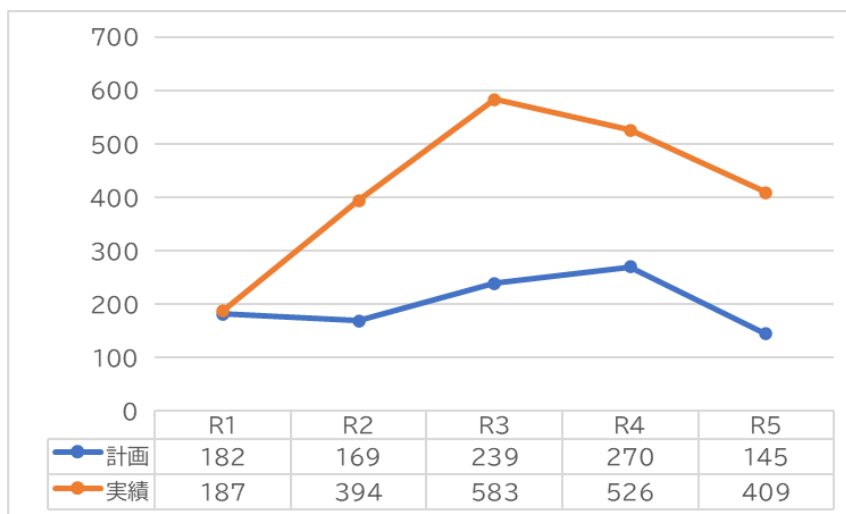


表 2 8 建設改良費の差異（下水道事業合算）（単位：千円）（税込）



(2) 前回策定の経営戦略の検証・分析（将来試算）

平成 29 年 3 月に策定した経営戦略における「投資・財政計画」の計画値と今回経営戦略の推計値の乖離状況（計画値と推計値は令和 6（2024）年度から令和 12（2030）年度の平均額）は以下のとおりです。なお、公営企業会計移行後に導入する、非資金収支の減価償却費等は数値から除外しています。

収益的収支について、収益的収入の営業収益は令和 7 年度の使用料改定や建設工事増加による雨水処理負担金の増大の影響で計画以上の収入となり、営業収益の 7 年間の乖離が 31,789 千円/年で計画値を上回りました。営業外収益は営業費用への不足分の充当が当初計画より増加したため、7 年間の乖離が 13,534 千円/年で計画値を上回りました。また収益的支出の営業費用や営業外費用が物価上昇や建設工事による企業債利息の影響で、収支差引の実績値は 533,313 千円、乖離が 13,524 千円/年で計画値を下回りました。

一方、資本的収支については、雨水工事の増加やストックマネジメント計画、農業集落排水事業の統合工事により、建設改良費 7 年間の乖離が 63,353 千円/年で大幅に支出が増え、その影響で資本的収入の企業債の活用も増加し、資本的収支の不足額は▲85,290 千円/年、乖離が▲25,007 千円/年で計画値を上回りました。実質収支の計画値と推計値乖離は▲11,482 千円/年減少しているため、使用料改定を実施しても将来の現金収支は厳しくなると考えられます。結果概要と主要科目の推移は表 29～32 で示しています。

表 29 前回計画と今回推計の検証（下水道事業合算）（単位：千円、％）（税込）

科目		計画値(R6 -R12)	推計値(R6 -R12)	乖離	乖離率	
収益的収支	収益的収入	営業収益	334,499	557,021	222,522	66.5%
		営業外収益	441,817	536,556	94,739	21.4%
		特別利益	-	-	-	-
	収益的支出	営業費用	286,697	481,246	194,549	67.9%
		営業外費用	50,975	79,018	28,043	55.0%
		特別損失	-	-	-	-
収支差引		438,644	533,313	94,669	21.6%	
資本的収支	資本的収入	企業債	52,957	330,794	277,837	524.6%
		ほか財源	178,035	627,210	449,175	252.3%
		建設改良費	128,687	572,158	443,471	344.6%
	資本的支出	企業債償還金	515,549	982,874	467,325	90.6%
		その他	8,738	-	-	-
	資本的収支不足額		▲ 421,982	▲ 597,028	▲ 175,046	41.5%
実質収支		16,662	▲ 63,715	▲ 80,377	▲482.4%	

表 3 0 実質収支の差異（下水道事業合算）（単位：千円）（税込）

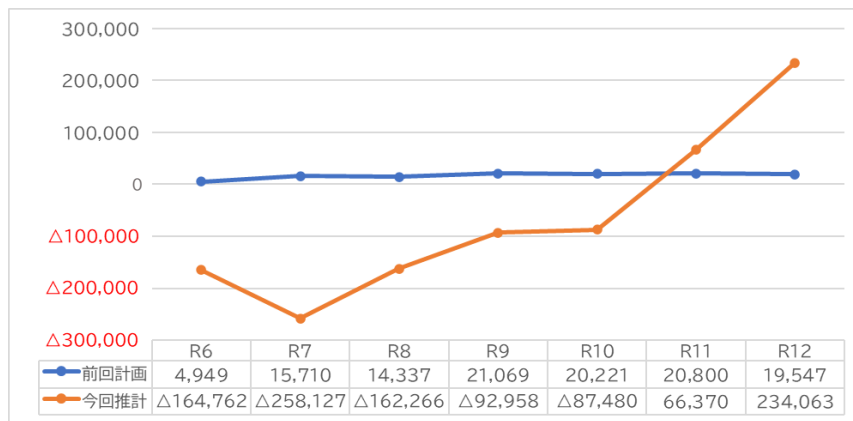


表 3 1 使用料の差異（下水道事業合算）（単位：千円）（税込）

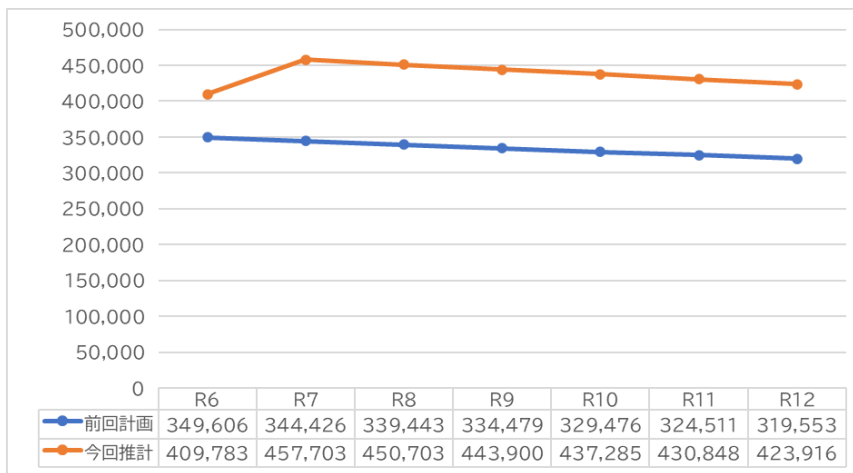
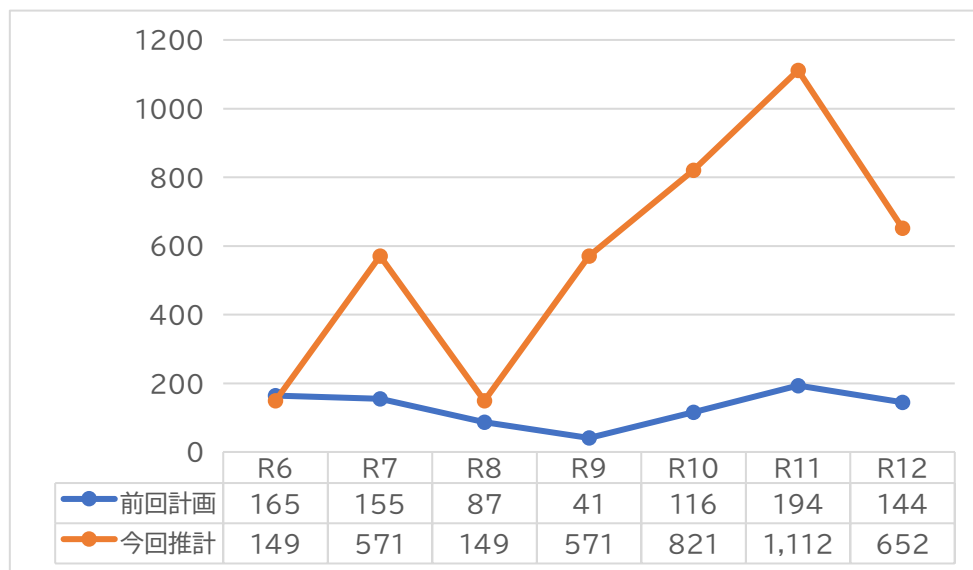


表 3 2 建設改良費の差異（下水道事業合算）（単位：百万円）（税込）



2. シミュレーションに基づく「経営健全化へのロードマップ」

(1) 今後の経費回収率向上へのロードマップ

国土交通省より、「社会資本整備総合交付金の交付にあたっての要件等の運用について」(国水下水道第51号令和6年4月1日)に基づき、交付要件概要を図2、交付要件になる業績目標を表3.3、3.4と経費回収率の向上へのロードマップを表3.5で示します。

■国交省通知(国水下水道第51号令和6年4月1日)

社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について

5. 使用料改定の必要性の検討に係る要件

(1) 対象地方公共団体

全ての地方公共団体。

(2) 使用料改定の必要性の検討方法

令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行している団体については、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップ(概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載(有識者等の意見を聴いて策定されたもの))を経営戦略に記載すること。また、令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体については、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、経費回収率の向上に向けたロードマップを経営戦略に記載すること。

(3) 国土交通省への報告及び公表

(2)に従いロードマップが記載された経営戦略を国土交通省へ提出するとともに、ホームページ等において公表すること。

①経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限

経営健全化に関する目標年限は、本経営戦略の計画期間である令和7年度から10年間とします。また、経営健全化に関する定量的な業績指標を、「経常収支比率」、「経費回収率」とし、目標年限までの各業績指標を次項のとおり設定します。なお、社会資本整備総合交付金の対象は公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業のため、該当2事業と4事業合算値で表示します。

図2 社会資本整備総合交付金の交付要件について

社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たすための経営戦略に記載すべきポイント

定量的な業績指標及び目標年限の記載例(3. ①関係)

- 経営分析には複数の指標を用いるべきであり、例として、経費回収率、経常収支比率、水洗化率等が挙げられる(経営比較分析表における経営指標の概要を参考)
- 業績指標に対し目標値を設定する際、現状値からどの程度推移しているか。現状値、中間値、目標値の設定など段階的な目標設定を記載すること

収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②a関係)※

- 業績指標達成のため、**具体的な取組をいつ実施するのか**を記載すること
(例: 令和〇年度までに経費回収率を〇%に向上させるため令和〇年度に使用料改定を実施する)
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、**具体的な実施時期も記載**
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、**継続して実施している旨記載**
(例: 令和〇年度から継続して～を実施している)

支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例(3. ②b関係)※

- 業績指標達成のため、**具体的な取組をいつ実施するのか**を記載すること
(例: 令和〇年度に包括的民間委託等の実施により維持管理費の削減を図る)
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、**具体的な実施時期も記載**
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、**継続して実施している旨記載**
(例: 令和〇年度から継続して～を実施している)

※既に経費回収率100%以上の団体については、今後も100%を維持するための具体的な取組を「引き続き」実施する旨記載願います

※業績指標と業績指標達成のための具体的取組については、なるべくリンクするように記載願います 1

引用：全国下水道主管課長会議 「本編・管理企画指導室」(令和5年4月24日)開催資料 より

表3.3 経費回収率(単位：%)

	現状値	中間値	目標値
	R5(2023)	R10(2038)	R16(3024)
4事業合算	85.79%	85.00%	80.00%
公共下水道事業	94.51%	85.00%	70.00%
特定環境保全公共下水道事業	93.98%	100.00%	100.00%

表3.4 経常収支比率(単位：%)

	現状値	中間値	目標値
	R5(2023)	R10(2038)	R16(3024)
4事業合算	100.94%	100.00%	100.00%
公共下水道事業	116.98%	100.00%	100.00%
特定環境保全公共下水道事業	107.43%	105.00%	105.00%

本戦略では、投資財政計画の結果、審議会の答申を踏まえ経営健全化に向けて、令和7年度に使用料改定を実施します。使用料改定を踏まえ下水道使用料金の在り方について今後も有識者や関係機関と検討します。次頁に今後のロードマップを示します。

表 3 5 経費回収率向上に向けたロードマップ

計画年次		ロードマップ					
項目	具体的な内容	令和5年度 計画	① 令和6年度 計画	② 令和7年度 計画	③ 令和8年度 計画	④ 令和9年度 計画	⑤ 令和10年度 計画
経営戦略			経営戦略改定				経営戦略改定
接続率・設置率の向上	接続率向上に向けた・広報啓蒙活動	→					
経費回収率の向上	収益：使用料の改定	協議・検討	審議会・調整	使用料改定	効果検証	効果検証	効果検証
	費用：効率的なコスト削減、特地転換	コスト削減	コスト削減	コスト削減	コスト削減	コスト削減	コスト削減

計画年次		ロードマップ					
項目	具体的な内容	令和11年度 計画	⑦ 令和12年度 計画	⑧ 令和13年度 計画	⑨ 令和14年度 予測	⑩ 令和15年度 予測	⑩ 令和16年度 予測
経営戦略						経営戦略改定	
接続率・設置率の向上	接続率向上に向けた・広報啓蒙活動	→					
経費回収率の向上	収益：使用料の改定	審議会	使用料改定	協議・検討	協議・検討	協議・検討	審議会
	費用：効率的なコスト削減、特地転換	コスト削減	特地転換	農集・処理区縮小	農集・処理区縮小	農集・処理区縮小	農集・処理区縮小

②収入増加及び支出削減のための具体的取組及び実施時期

支出削減のため、令和 12 年に羽広山地区で個人設置浄化槽への切替を行います。その後、経営状況を見て、必要であれば令和 12 年にも再度使用料の改定を検討・実施します。

3. 投資・財政計画（収支計画）における今後の取組

（1）収入増加のための取り組み

①使用料の見直し

審議会を踏まえ、令和7年度に使用料改定を実施します。

同時に、3～5年毎に経営戦略の進捗検証と見直しを行います。

②財源確保

建設改良費については、国庫補助金や交付税措置の活用と有利な企業債等、過度な将来負担にならないような適切な財源確保を検討していきます。

③その他

下水道への接続率向上に向けた啓発活動と戸別の接続助奨について、今後も継続して行います。

また、滞納対策及び受益者負担金・分担金の適正な賦課・徴収を今後も継続して行います。

（2）支出削減のための取り組み

①広域化・共同化・最適化に関する事項

先述のとおり、広域化・共同化については、令和11年度から13年度にかけて瑞穂・北瑞2地区を木島平村下水道事業へ接続します。

最適化については、令和12年度以降、羽広山地区・照岡地区を個人設置浄化槽への切替を行います。

②民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）

現在、下水処理場施設及び農業集落排水施設、浄化槽の維持管理業務について民間委託を導入していますが、支出削減に向けた複数年契約の手法を検討しながら今後も包括的民間委託を継続していきます。

③施設維持管理費に関する事項

下水道施設の維持管理において、機器の運転時間の見直しとダウンサイジングにより、動力費の削減を目指します。設備の修繕は今後も適宜行っていきますが、損傷程度等の実態を正確に把握したうえで実施することで、費用の削減を図ります。

④その他の支出削減に関する事項

有収率を向上させるため、不明水対策を継続します。一部管路の老朽化の影響による不明水の流入が考えられることから、計画的な管路修繕を行います。

職員給与費に関しては、必要最低限の人員で対応していきます。委託費に関しては、現状単年度で実施している維持管理業務等の委託業務に関して、引き続き複数年契約での経費削減が可能か今後検

討していきます。

この他、将来の経営状況を鑑み経費削減に関して、実現可能なものを適宜検討していきます。

(3) 今後の投資についての検討

本戦略の建設計画はストックマネジメント計画や既存計画を基に試算しています。投資については、ストックマネジメント計画による改築を進めていますが、常に施設の状況把握に努め、併せて資金繰りを考慮しながら、計画の検証も行い、今後の人口減少を踏まえた施設のダウンサイジングを念頭に、効率的な改築を進めていきます。

(4) 今後の財源についての検討

①資産活用による収入増加の取り組みについて

現状具体的な計画はありませんが、将来の収入増加に向けて検討していきます。

②その他の取組

建設改良費について、国庫補助金や交付税措置の有利な企業債等、過度な将来負担にならないような適切な財源確保を検討していきます。また、滞納対策の強化及び受益者負担金・分担金の適正な賦課・徴収を行います。

(5) その他の事項

未利用地や下水道施設の上部空間などの有効活用の状況及び活用に向けた取り組みによる収入増加について、現在、計画はありません。また、その他取り組みについても、特に予定はありませんが、収入増加で活用できる取り組みや経費削減について検討していきます。



参考資料

(1) 投資・財政計画（収支計画）

33頁に記載の10%改定後の投資・財政計画を表36で示します。投資・財政計画は4事業合算になります。

表36-1 収益的収支 (単位：千円)

区 分		年 度					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	524,608	528,877	524,924	524,348	521,508	
	(1) 料 金 収 入	416,094	409,729	403,545	397,532	391,681	
	(2) 雨 水 処 理 負 担 金 (B)	108,467	119,101	121,332	126,769	129,780	
	(3) そ の 他	47	47	47	47	47	
	2. 営 業 外 収 益	855,640	858,646	849,552	841,201	848,154	
	(1) 補 助 金	428,493	426,075	430,089	428,219	428,128	
	他 会 計 補 助 金	428,493	426,075	430,089	428,219	428,128	
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	427,147	432,571	419,463	412,982	420,026	
	(3) そ の 他						
	収 入 の 計 (C)	1,380,248	1,387,523	1,374,476	1,365,549	1,369,662	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,256,768	1,259,909	1,266,115	1,268,779	1,295,783
		(1) 職 員 給 与 費	36,436	38,819	40,790	38,682	39,430
基 本 給 付 費		17,936	18,744	19,191	18,624	18,853	
退 職 給 付 費							
そ の 他		18,500	20,075	21,599	20,058	20,577	
(2) 経 費		363,172	369,196	374,803	371,981	376,932	
動 力 費		82,994	84,338	86,326	84,552	85,072	
修 繕 費		28,233	31,183	30,894	31,610	34,771	
材 料 費		102,062	112,182	123,337	112,527	116,015	
そ の 他		149,883	141,493	134,246	143,292	141,074	
(3) 減 価 償 却 費		857,160	851,894	850,522	858,116	879,421	
2. 営 業 外 費 用		88,298	81,101	74,157	68,298	64,707	
(1) 支 払 利 息		63,298	56,101	49,157	43,298	39,707	
(2) そ の 他	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000		
支 出 の 計 (D)	1,345,066	1,341,010	1,340,272	1,337,077	1,360,490		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	35,182	46,513	34,204	28,472	9,172		
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)							
特 別 損 益 (F)-(G) (H)							
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	35,182	46,513	34,204	28,472	9,172		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	25,534	72,047	106,251	134,723	143,895		
流 動 資 産 (J)	679,164	609,962	612,960	628,233	737,020		
う ち 未 収 金	20,629	20,629	20,629	20,629	20,629		
流 動 負 債 (K)	974,180	940,129	876,495	833,143	750,129		
う ち 建 設 改 良 費 分	885,855	851,804	788,170	744,818	661,804		
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金	88,325	88,325	88,325	88,325	88,325		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	416,141	409,776	403,592	397,579	391,728		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	△ 658,535	△ 589,333	△ 592,331	△ 607,604	△ 716,391		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	7,312	7,088	10,803	15,161	12,112		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	524,608	528,877	524,924	524,348	521,508		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)							

表 3 6 - 2 収益的収支 (単位：千円)

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	517,238	524,937	521,249	525,447	520,809	
	(1) 料 金 収 入	385,377	379,311	373,970	368,758	363,672	
	(2) 雨 水 処 理 負 担 金 (B)	131,814	145,579	147,232	156,642	157,090	
	(3) そ の 他	47	47	47	47	47	
	2. 営 業 外 収 益	855,433	832,134	836,807	840,258	841,838	
	(1) 補 助 金	428,812	401,442	401,044	401,014	400,965	
	他 会 計 補 助 金	428,812	401,442	401,044	401,014	400,965	
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	426,621	430,692	435,763	439,244	440,873	
	(3) そ の 他						
	収 入 の 計 (C)	1,372,671	1,357,071	1,358,056	1,365,705	1,362,647	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,318,886	1,327,354	1,264,267	1,282,825	1,288,656
		(1) 職 員 給 与 費	39,635	39,249	39,456	39,466	39,408
基 本 給 与 費		18,890	18,789	18,862	18,866	18,857	
退 職 給 付 費							
そ の 他		20,745	20,460	20,594	20,600	20,551	
(2) 経 営 費		380,184	377,785	301,529	309,050	309,520	
動 力 費		85,317	84,506	70,868	77,584	77,699	
修 繕 費		35,119	35,400	33,521	33,855	34,194	
材 料 費		117,262	115,583	106,421	106,492	106,273	
そ の 他		142,486	142,296	90,719	91,119	91,354	
(3) 減 価 償 却 費		899,067	910,320	923,282	934,309	939,728	
2. 営 業 外 費 用		63,848	67,029	60,007	61,638	61,382	
(1) 支 払 利 息		38,848	37,269	37,767	39,398	39,142	
(2) そ の 他	25,000	29,760	22,240	22,240	22,240		
支 出 の 計 (D)	1,382,734	1,394,383	1,324,274	1,344,463	1,350,038		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 10,063	△ 37,312	33,782	21,242	12,609		
特 別 利 益 (F)	71,734						
特 別 損 失 (G)	94,648						
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 22,914						
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 32,977	△ 37,312	33,782	21,242	12,609		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	110,918	73,606	107,388	128,630	141,239		
流 動 資 産 (J)	900,849	1,041,814	1,278,915	1,517,042	1,842,374		
	う ち 未 収 金	20,629	20,629	20,629	20,629	20,629	
流 動 負 債 (K)	654,475	548,962	439,357	389,031	322,531		
	う ち 建 設 改 良 費 分	566,150	460,637	351,032	300,706	234,206	
	う ち 一 時 借 入 金						
	う ち 未 払 金	88,325	88,325	88,325	88,325	88,325	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	385,424	379,358	374,017	368,805	363,719		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	△ 880,220	△ 1,022,639	△ 1,262,270	△ 1,503,252	△ 1,831,439		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	9,214	2,955	21,897	19,963	18,082		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	517,238	524,937	521,249	525,447	520,809		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)							

表36-3 資本的収支 (単位：千円)

区 分		年 度					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	419,010	289,500	278,900	432,800	573,700
		うち資本費平準化債	130,000	120,000	89,000	70,000	70,000
		2. 他 会 計 出 資 金					
		3. 他 会 計 補 助 金	225,169	263,705	261,704	260,185	258,754
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	213,420	195,000	201,440	358,640	471,720
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
		8. 工 事 負 担 金	26,167	14,161	10,460	36,460	81,650
	9. そ の 他						
	計 (A)	883,766	762,366	752,504	1,088,085	1,385,824	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	883,766	762,366	752,504	1,088,085	1,385,824	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	552,710	445,600	426,600	801,600
うち職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金			885,855	851,804	788,170	744,818	661,804
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他			4,423				
計 (D)	1,442,988	1,297,404	1,214,770	1,546,418	1,745,604		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		559,222	535,038	462,266	458,333	359,780	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	324,507	356,784	339,780	298,266	255,913
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	41,153	42,793	23,191	24,062	6,196
		3. 繰 越 工 事 資 金					
		4. そ の 他	193,562	135,461	99,295	136,005	97,671
計 (F)	559,222	535,038	462,266	458,333	359,780		
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		4,635,854	4,073,550	3,564,281	3,252,263	3,164,159	

○他会計繰入金

区 分		年 度					
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分	収益的収支分	536,960	545,176	551,421	554,988	557,908
		うち基準内繰入金	424,318	422,010	426,605	331,888	332,111
		うち雨水処理負担金	108,467	119,101	121,332	126,769	129,780
		うち基準外繰入金	4,175	4,065	3,484	96,331	96,017
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分	資本的収支分	269,669	300,955	303,544	312,125	304,594
		うち基準内繰入金	269,669	300,955	303,544	312,125	304,594
		うち基準外繰入金					
合 計		806,629	846,131	854,965	867,113	862,502	

表36-4 資本的収支 (単位：千円)

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	317,350	381,600	288,250	145,550	179,600
		うち資本費平準化債	70,000	70,000	20,000	20,000	20,000
		2. 他 会 計 出 資 金					
		3. 他 会 計 補 助 金	232,840	139,186	89,626	54,826	52,873
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	262,680	316,640	287,360	133,420	167,860
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
		8. 工 事 負 担 金	44,340	29,960	32,496	8,030	11,640
	9. そ の 他						
	計 (A)	857,210	867,386	697,732	341,826	411,973	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	857,210	867,386	697,732	341,826	411,973	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	566,700	708,100	630,900	319,300
うち職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金			566,150	460,637	351,032	300,706	234,206
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)	1,132,850	1,168,737	981,932	620,006	598,106		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		275,640	301,351	284,200	278,180	186,133	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	256,317	265,686	233,032	268,265	173,768
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
		3. 繰 越 工 事 資 金					
		4. そ の 他	19,323	35,665	51,168	9,915	12,365
計 (F)	275,640	301,351	284,200	278,180	186,133		
補填財源不足額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)		2,915,359	2,836,322	2,773,540	2,618,384	2,563,779	

○他会計繰入金

区 分		年 度					
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	
収 益 的 収 支 分	収 益 的 収 支 分		560,626	547,021	548,276	557,656	558,055
		うち基準内繰入金	332,500	305,221	304,860	304,775	304,751
		うち雨水処理負担金	131,814	145,579	147,232	156,642	157,090
		うち基準外繰入金	96,312	96,221	96,184	96,239	96,214
資 本 的 収 支 分	資 本 的 収 支 分		282,680	196,078	154,382	103,962	112,671
		うち基準内繰入金	282,680	196,078	154,382	103,962	112,671
		うち基準外繰入金					
合 計		843,306	743,099	702,658	661,618	670,726	

(2) 原価計算

先述の投資・財政計画にも記載のとおり、今後、使用料の適正化をより一層図る必要があるため、原価計算を導入します。

地方公営企業の使用料については、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」とされています。これらを踏まえた上で、総務省においては使用料の設定について、以下を留意事項としています。

- ・社会情勢、経営環境の変化に応じて適切な料金となるよう、3年から5年内の経営戦略の改定の際に料金水準等を検証し、必要な改定の検討を行うこと。その際、施設の老朽化の実態や経営の将来見通しについて住民や議会にわかりやすく公表し、議論すること。
- ・総括原価主義の原則に基づき、狭義の原価を基礎とし事業報酬を加えること。その際、経営改善・合理化を一層徹底し、原価を極力抑制するとともに、特に水道事業や下水道事業など、将来にわたって安定的に事業を継続する必要がある事業については、施設の計画的な更新の原資を確保するため、事業報酬として必要な資産維持費を算定することを検討すること。
- ・人口減少等の経営環境の変化に対応するため、将来にわたり健全な経営を確保できる水準とするとともに、料金体系（例えば、基本料金と従量料金の比率等）についても適切に配慮すること。

これらに基づき、本市においては、原価計算の算出を表37で示します。

表 3 7 原価計算表（下水道事業合算）（単位：千円、％）

原価計算表

供用開始年月日 平成元年4月20日

処理区域内人口 19,247人

計算期間 自令和7年4月 至令和17年3月

(10年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	383,657	388,968		388,968
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	0	0		0
合 計	383,657	388,968	0	388,968

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	使用料対象収支(A)-(B)	
管渠費	修繕費	21,348	26,855	26,615	240
	材料費	348	430	430	0
	路面復旧費	4,920	6,355	6,355	0
	委託料	5,252	5,990	4,112	1,878
	その他	7,243	8,926	7,909	1,017
小 計	39,111	48,556	45,421	3,135	
ポンプ場費	動力費	3,339	4,483	4,483	0
	修繕費	7,040	9,451	9,451	0
	委託料	2,038	2,736	2,736	0
	その他	243	326	326	0
小 計	12,660	16,996	16,996	0	
処理場費	動力費	83,517	92,130	92,130	0
	修繕費	6,367	7,586	7,586	0
	薬品費	3,939	5,009	5,009	0
	委託料	92,578	99,895	99,895	0
	その他	23,098	27,170	27,170	0
小 計	209,499	231,790	231,790	0	
一般管理費	人件費	29,291	18,761	18,761	0
	諸手当	0	0	0	0
	福利費	0	20,376	20,376	0
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0	0
	委託料	878	21,441	21,441	0
	その他	30,116	57,256	56,879	377
小 計	60,285	117,834	117,457	377	
資本費	支払利息	56,681	44,399	43,786	613
	減価償却費	0	892,406	467,792	424,614
	企業債取扱諸費	0	0	0	0
小 計	56,681	936,805	511,578	425,227	
合 計 (Y)	378,236	1,351,981	923,242	428,739	

資産維持費 (Z)
 使用料対象経費 (Y) + (Z)

428,739

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 90.72

(3) 経営比較分析表（事業別）

毎年行われる決算状況調査を基に算出した経営指標を活用し、複数の指標を組み合わせた分析や経年比較、他の地方公共団体等との比較を行うことができるように、全国統一様式として取りまとめたものです。

この分析表により、経営の現状、課題等を的確かつ簡明に把握することができます。

表 3 8 - 1 令和 4 年度 経営比較分析表 (公共下水道事業)

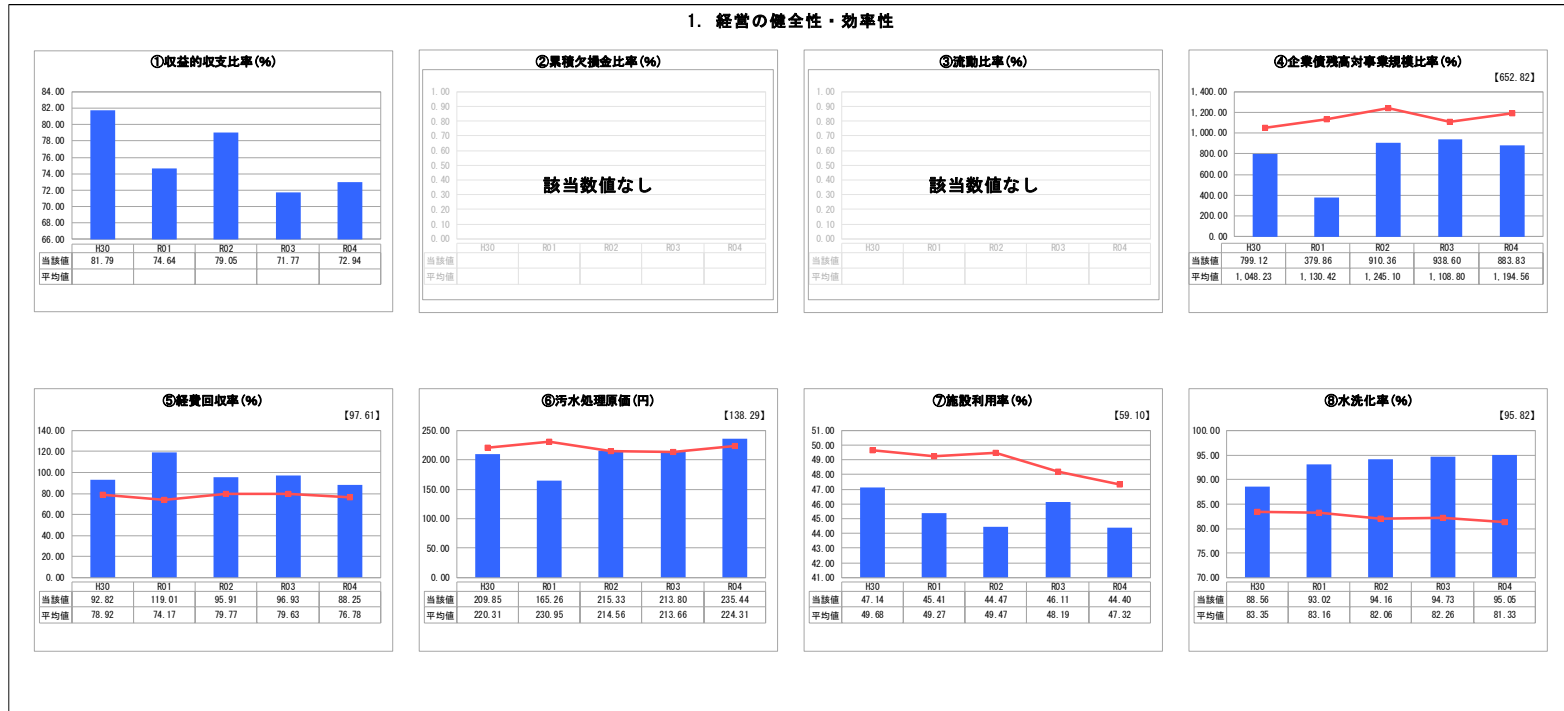
業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり産廃料金(円)
-	該当数値なし	63.96	82.66	3,616

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
19,705	202.43	97.34
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
12,435	6.80	1,828.68

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 令和4年度全国平均



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率については、年度ごとの大規模修繕の有無や維持管理的事業の実施状況により、年度ごとのばらつきが生じている。
 経費回収率は類似団体と比べ高いものの、100%を下回っており、今後は汚水処理原価へ影響する施設規模の適正化や適正な料金設定の検討が必要である。
 汚水処理原価は今年度、類似団体と比べ高くなっており、今後は更に電気料等の維持管理費の増大に伴う原価の上昇が予想されるため、適正な料金設定を検討する必要がある。
 水洗化率は近年の接続勧奨取り組み強化によって上昇傾向にあり、経営の効率化に寄与している。
 企業債残高対事業規模比率については、起債償還が進み、他類似団体と比較して水準にあるものの、今後、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく施設の老朽化対策や施設改築等事業実施に充てる企業債の新規借入れや、汚水処理人口の減少に伴う営業収益の減少の影響が懸念される。
 施設利用率は、類似団体と比較して低い状況である。農業集落排水地区の統廃合の影響により、浮き沈みがあるが、実態としては低下傾向にあり、今後更なる人口減少に伴う施設利用率の低下が予想されることから、下記の老朽化対策と併せて将来の施設能力の適正化を図るのは勿論のこと、既存ストックの将来の有効活用を検討する必要がある。

2. 老朽化の状況について

管渠は全ての処理区において耐用年数は未到来であるが、一方で処理場、ポンプ場施設については最も古い施設で供用開始から25年余りが経過しており、機械・電気設備を中心に標準耐用年数を超過する施設が存在している。
 今後の施設の改築更新にあたっては、予算制約の中、施設の重要度に係るランク分けを適切に行い、老朽化の状況を見ながら「目標耐用年数」を基準に改修計画を検証し、施設によっては「状態監視保全」による保守も考慮すること、または機器等の更新時には、能力及び仕様等の適正化を最大限考慮し、施設全体のライフサイクルコストの最小化を目指す。

全体総括

今後人口減少が進む中、下水道ストックマネジメント計画に基づく改築需要に応じた適正な下水道使用料の設定や事業運営の在り方を検討し、計画的に事業運営をしたい。



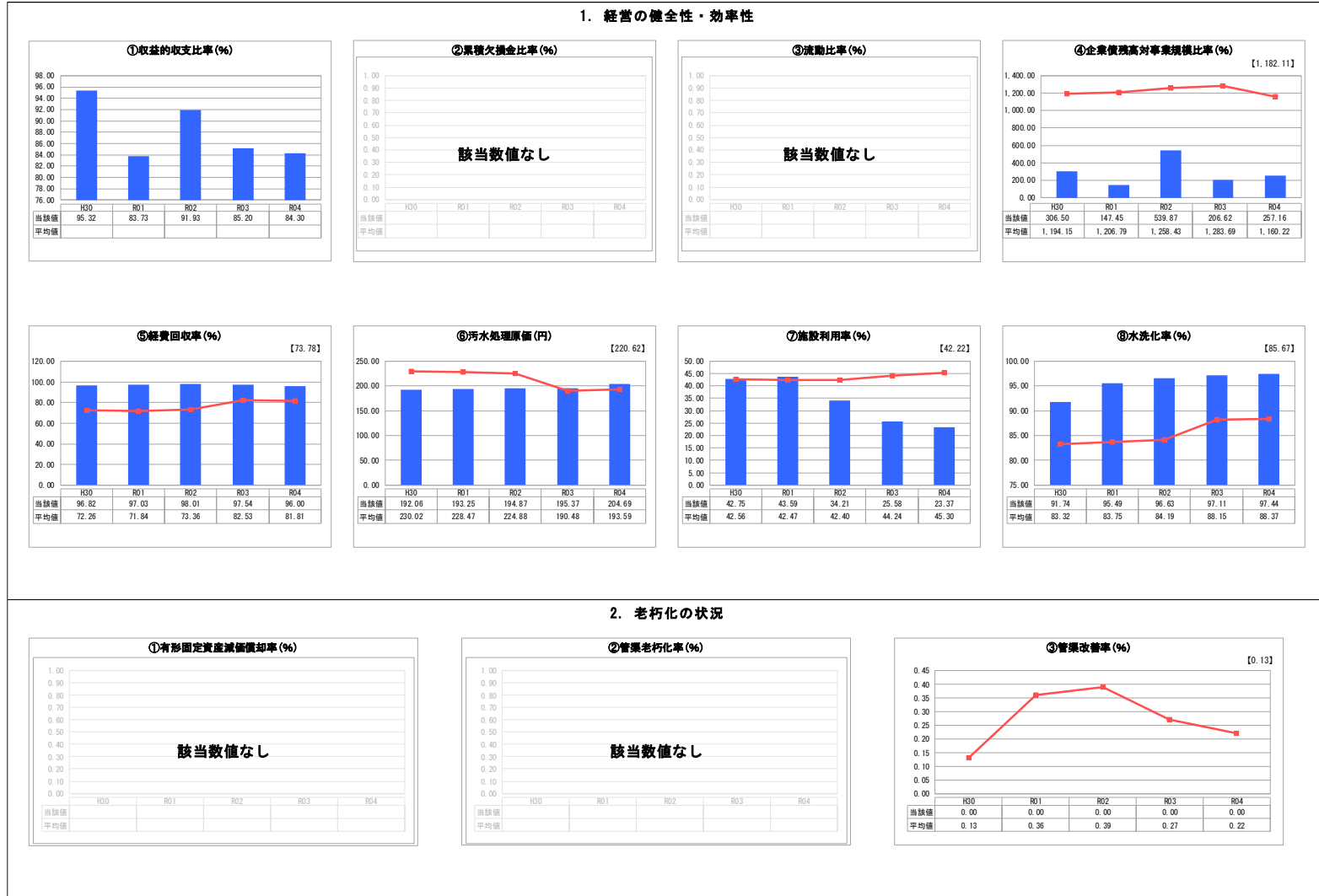
表3 8 - 2 令和4年度 経営比較分析表（特定環境保全公共下水道事業）

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり産廃料金(円)
-	該当数値なし	18.71	60.52	3,616

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
19,705	202.43	97.34
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,637	3.21	1,133.02

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和4年度全国平均



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率については年度ごとの大規模修繕の有無や維持管理の事業の実施状況により、年度ごとのばらつきが生じている。

経費回収率は類似団体と比べ高いものの、100%を下回っており、今後は汚水処理原価へ影響する施設規模の適正化や適正な料金設定の検討が必要である。

汚水処理原価は今年度、類似団体と比べ高くなっており、今後は更に電気料等の維持管理費の増大に伴う原価の上昇が予想されるため、適正な料金設定を検討が必要がある。

水洗化率は近年の接続勧奨取り組み強化によって上昇傾向にあり、同じく経営の効率化に寄与している。

企業債残高対事業規模比率については、起債償還が進み、他類似団体と比較して低い水準にあるものの、今後、「下水道ストックマネジメント計画」に基づく施設の老朽化対策や施設改善等事業実施に充てる企業債の新規借入れや、汚水処理人口の減少に伴う営業収益の減少の影響が懸念される。

施設利用率は、直近の2年において、類似団体と比較して低い状況である。当該処理区は、観光エリアを抱えており、霧雪、新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の減少が影響している。農業集落排水地区の就労者の影響により、今後降雪や沈みなどが、課題としては低下傾向にあり、今後更なる人口減少に伴う施設利用率の低下が予想されることから、下記の老朽化対策と併せて将来の施設能力の適正化を図るのは勿論のこと、既存ストックの将来の有効活用を検討が必要がある。

2. 老朽化の状況について

管渠は、全ての処理区において耐用年数は未到来であるが、令和元年度から建設年度の古い管渠の調査・点検を開始した。処理場については最も古い施設で供用開始から30年余りが経過しており、機械・電気設備を中心に機軸耐用年数を超過する施設が存在している。平成28～30年度にかけて処理場の長寿命化対策と耐震対策を実施してきたが、このうち長寿命化対策として更新した機器類は全保有機器の4%程度であり、今後の改築需要が相当量存在する。

今後の施設の改築更新にあたっては、予算制約の中、施設の重要度に係るランク分けを適切に行い、老朽化の状況を見ながら「目標耐用年数」を基準に改修計画を検証し、施設によっては「状態監視保全」による保守も考慮すること、また機器等の更新時には、能力及び仕様等の適正化を最大限考慮し、施設全体のライフサイクルコストの最小化を目指す。

全体総括

今後人口減少が進む中、下水道ストックマネジメント計画に基づく改築需要に応じた適正な下水道使用料の設定や事業運営のあり方を検討し、計画的に事業を運営したい。

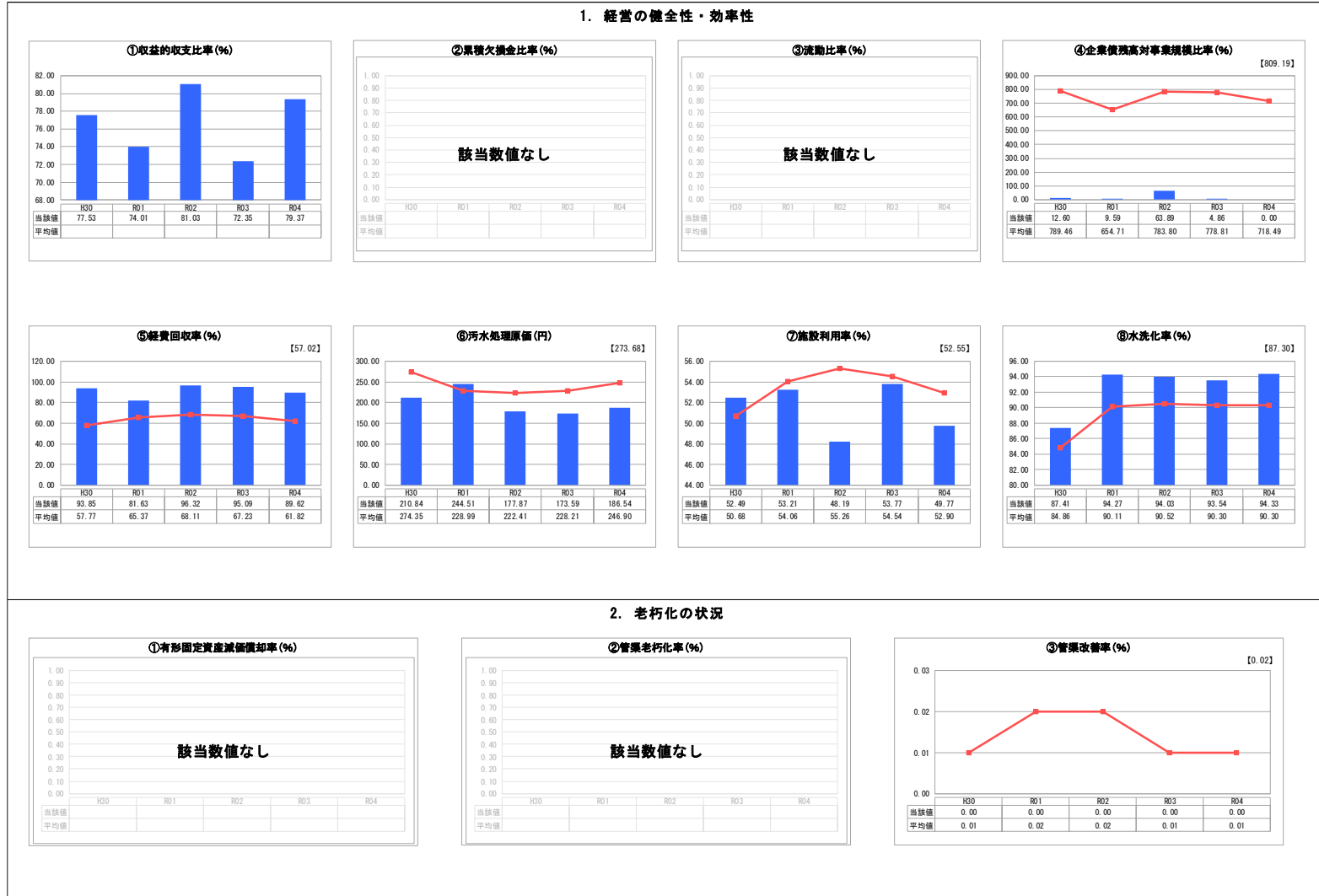
表 3 8 - 3 令和 4 年度 経営比較分析表 (農業集落排水事業)

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり産廃料金 (円)
-	該当数値なし	15.88	99.95	3,636

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
19,705	202.43	97.34
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
3,088	2.50	1,235.20

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和4年度全国平均



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率については、年度ごとの大規模修繕の有無や維持管理的事業の実施状況により、年度ごとのばらつきが生じている。

企業債残高対事業規模比率は、類似団体に比べかなり低い状況であるが、今後老朽施設の更新費用に充てる企業債の新規借入れや、汚水処理人口の減少に伴う営業収益の減少の影響が懸念される。

経費回収率は類似団体に比べ高いものの、100%を下回っており、今後は汚水処理原価へ影響する施設規模の適正化や適正な料金設定の検討が必要である。

汚水処理原価は類似団体に比べ低い状況であるが、今後、電気料等の維持管理費の増大に伴い、原価の上昇が予想されるため、適正な料金設定を検討する必要がある。

水洗化率は水洗化率の高い地区が隣接する公共下水道へ統合されたことにより、近年では緩やかな減少傾向にあるが、接続勧奨取組強化によって、R4は上昇に転じている。

公共下水道に隣接する農業集落排水地区の統合が完了し、統合対象処理施設に係る改修経費の圧縮を図ってきたが、統合の対象とならない処理施設の維持管理費の削減方法が今後の課題である。

施設利用率は農業集落排水地区の統廃合の影響により、浮き沈みがあるが、実態としては低下傾向にあり、今後更新の人口減少に伴う施設利用率の低下が予想され、今後の事業環境の変化を考慮した適正な使用料設定の検討を行う必要がある。

2. 老朽化の状況について

管渠は全ての地区において耐用年数は未到来であるが、処理場、マンホールポンプ施設において、古い施設で供用開始から27年余りが経過しており、標準耐用年数を超過している施設が存在する。

今後の施設の改築更新にあたっては、予算制約の中、施設の重要度に係るランク分けを適切に行い、老朽化の状況を見ながら「目標耐用年数」を基準に改修計画を検証し、施設によっては「状態監視保全」による保守も考慮すること、また機器等の更新時には、能力及び仕様を適正化を最大限考慮し、施設全体のライフサイクルコストの最小化を目指す。

全体総括

今後人口減少が進む中、施設のライフサイクルコストの最小化を図る中で適正な下水道使用料の設定や事業運営のあり方を検討し、計画的に事業を運営したい。

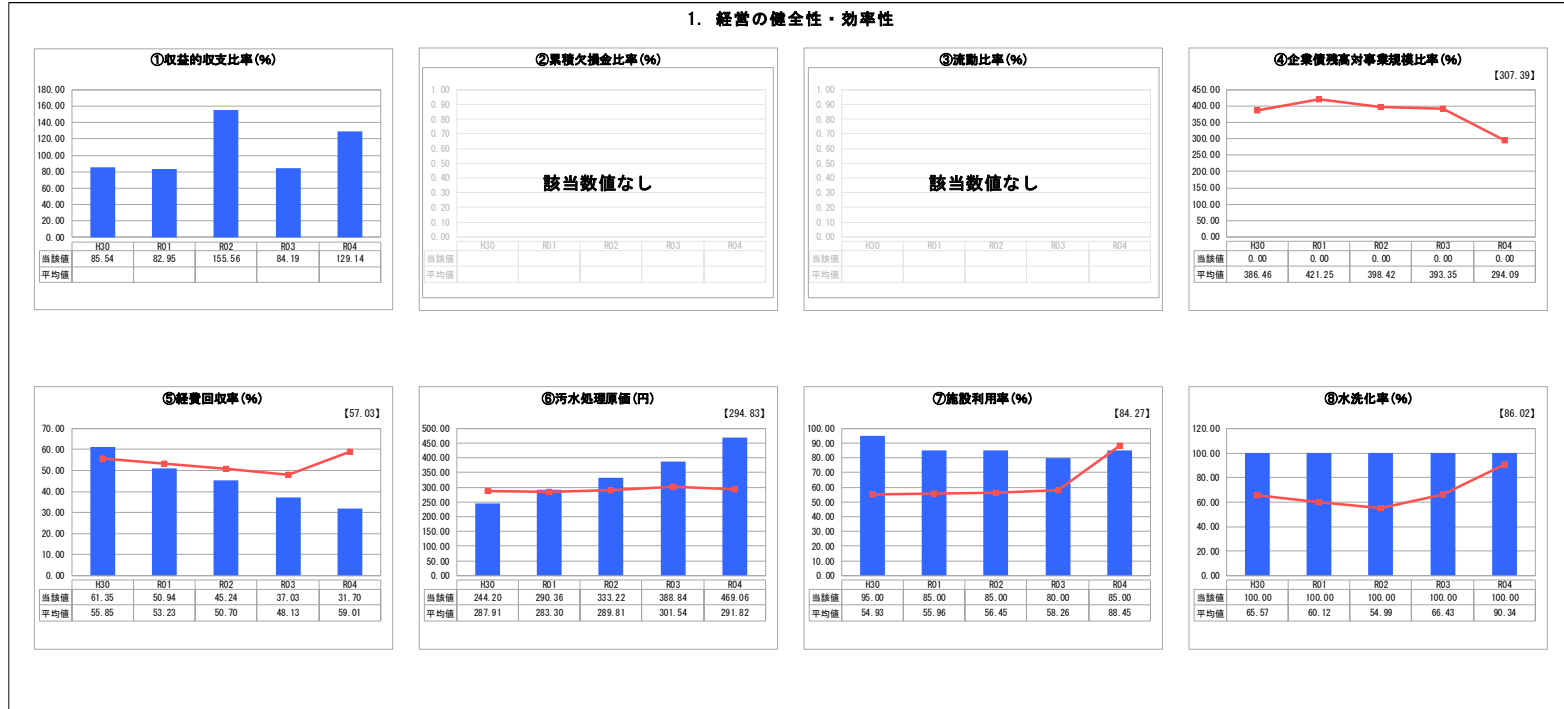
表3 8 - 4 令和4年度 経営比較分析表 (特定地域生活排水処理事業)

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり産廃料金(円)
-	該当数値なし	0.45	100.00	3,616

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
19,705	202.43	97.34
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
87	0.12	725.00

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和4年度全国平均



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 施設整備完了から一定年数が経過し維持管理方法は安定してきている。しかし、近年の人口減少に伴い経費回収率の低下傾向と、汚水処理原価の上昇傾向が見られ、今後更なる人口減少が見込まれる中、これら経営指標の改善に向けて適正な使用料の設定を検討する必要がある。
 将来は浄化槽の老朽化に伴う更新等資本的支出が見込まれるため、計画的な投資を検討する。

2. 老朽化の状況について
 設置から一定年数が経過し、機器設備類に標準耐用年数を迎える施設が存在するが、3省（国土交通省、農林水産省、環境省）による、汚水処理施設の「統一的な経済比較のできるマニュアル作成の考え方」に明記される施設の使用実績を踏まえた耐用年数を参考に改修計画を策定し、施設全体のライフサイクルコストの最小化を目指す。

全体総括
 平成28年度に策定した経営戦略に基づき、各浄化槽の実際の使用実態に即した維持管理と、ライフサイクルコストの最小化に配慮し、事業を継続していく。

XI

経営戦略のフォローアップと進捗管理

1. フォローアップ

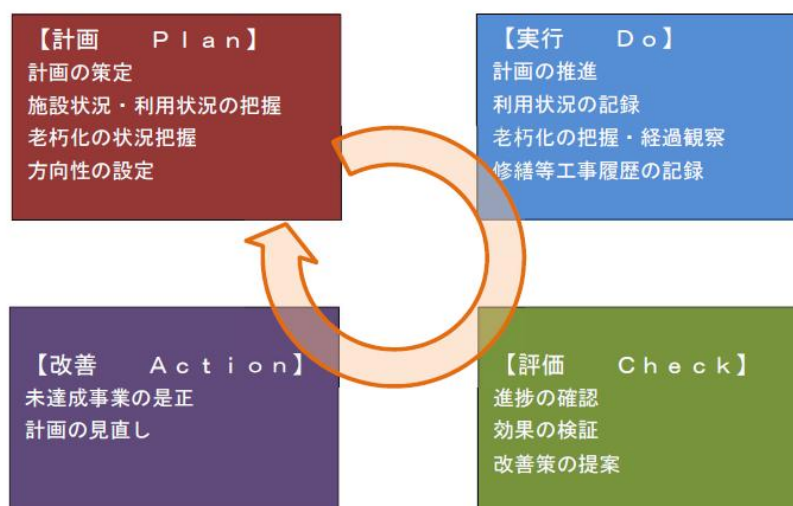
今後は施策の効果や目標達成度を PDCA サイクルにより進捗評価(フォローアップ)し、より実行性の高い計画となるように改善、軌道修正を行っていきます。

事業の実施効果は、経営指標を用いて投資・財政計画の目標達成度を評価し、次年度以降の事業計画の改善、事業の推進につなげていきます。

フォローアップの基準として、改定した経営戦略の計画年度と各年度の決算書を検証し、計画どおりに経営と事業運営ができているかを検証していきます。

2. 進捗管理

本経営戦略の実行性を確実なものとするために、PDCA サイクルにもとづいた進捗管理を行います。特に計画の見直しに関しては、修繕・更新などの実施状況や劣化状況、財政状況などを評価した上で少なくとも5年に一度の頻度で行うものとします。



XII 用語解説

1. 用語解説

用語	該当ページ	解説
公営企業会計	1	現金の動きやその残高のみではなく、債権債務の発生 の事実に基づいて経理し（発生主義）、その年度の事業 活動に係るもの（収益的収支）と翌年度以降の事業活 動の基になるもの（資本的収支）とに区分して経理す ることにより、経営成績や財政状態を明らかにする会 計方式。
処理区域内人口	3	汚水の処理が開始されている処理区域に居住する人口 を表す。
ウォーターPPP	5	ウォーターPPPとは、水道、工業用水道、下水道など の水道分野を対象とした官民連携方式で、コンセッシ ョン（公共施設等運営事業）方式と、「管理・更新一体 マネジメント方式」を併せた総称。国による造語であ る。
指定管理者制度	5	住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供す るための施設である公の施設について、民間事業者等 に管理・運営を包括的に代行させることができる制度。
PPP	6	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ： 公民連携）と呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一 つ。
PFI	6	PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ） とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、 民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供 を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サ ービスの提供を図るという考え方。
有収水量	7	下水道使用料の対象となる水量。

用語	該当 ページ	解説
不明水	7	下水のうち有収汚水以外のものであり、地下水、直接浸入水などからなるものをいう。原因として、雨どい等、宅内配管の誤接合によって流入したり、老朽化した管渠の継手部分やひび割れ、破損箇所から浸入すると考えられる。
類似団体	8	総務省より、市町村を処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度区分、供用開始年数区分で類型化したもの。
企業債	9	地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。
汚水処理費	9	汚水にかかる維持管理費と資本費（企業債等利息及び減価償却費）。
維持管理費	9	日常の排水処理施設の維持管理に要する経費で、修繕費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成。
収益的収支	15	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。
ストックマネジメント	16	下水道施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、計画的かつ効率的に管理すること。
資本集約型産業	27	資本集約型とは、設備投資を行い、固定資本に対して生産の依存度が高い産業を指す。具体的な例としては、工業製品および野菜など機械によって生産されることが一般化されている産業になる。電気、ガス、下水道事業などのインフラや農業、工業などで生産力が企業価値に結びつくような業種が多い。
農業集落排水施設	28	農業集落においてし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設
資本的収支	32	企業の将来の経営活動に備えておこなう建設改良及び建設改良に係る企業債償還金等の支出と、その財源となる収入。
PDCA サイクル	57	計画 (plan)、実行 (do)、評価 (check)、改善 (action) を順に実施し、最後の改善 (action) では評価 (check) の結果から、次回の計画 (plan) に結び付ける。 このプロセスを繰り返すことにより、品質の維持・向上及び継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

2. 引用資料

典拠	該当ページ	発出者	年月日
令和4年度「経営比較分析表」類似団体区分及び団体数・全国団体数	8	総務省	総務省 HP https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/r04keieihikakubunsekihyo.html
下水道使用料の算定	9	国交省	国交省 HP 下水道使用料の算定 - 国土交通省 (mlit.go.jp) https://www.mlit.go.jp/common/001305325.pdf
公営企業の経営にあたっての留意事項について	9	総務省	平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知(抄)
2020年基準消費者物価指数 全国2023年(令和5年12月分)	24	総務省	2020年基準 消費者物価指数 全国 2023年(令和5年)12月分及び2023年(令和5年)平均 (stat.go.jp) https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/index-z.html https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/nen/index-z.html
独立採算制の原則	26		地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条

長野県飯山市 下水道事業経営戦略

令和7年(2025年)3月

発行：飯山市建設水道部上下水道課

住所：〒389-2292 長野県飯山市大字飯山 1110-1

電話：0269-62-3111（代表）